

2020年度 卒業論文

『ハンセン病報道における新聞の「文法」』

—創刊から「らい予防法」までを時期区分し、聞蔵Ⅱを分析する—

慶應義塾大学  
総合政策学部 総合政策学科  
学籍番号:71702786  
氏名:北野佑太

## 要旨

本研究は、ハンセン病報道における新聞の「文法」と「限界」を明らかにすることを目的とした、メディア研究である。「ハンセン病」をキーワードに聞蔵Ⅱビジュアルにて検索し、量的調査と通読による質的調査を行った。結論として、新聞は一貫した「文明」と「野蛮」の対立構造という「文法」を用いていた。新聞が「らい予防法」廃止までに行き着いた「文明」とは理解のある国民像であり、「野蛮」とは少数の犠牲を黙認する人々の姿であった。さらに、新聞には主張を受け入れる土壌の成熟が伴わなければ訴求力を持たないという「限界」が存在することが明らかになった。

**キーワード:**ハンセン病、新聞報道、朝日新聞、聞蔵ビジュアルⅡ、新聞分析、感染症、差別、偏見

## 目次

1. 序章 .....	4
1.1 はじめに .....	4
1.2 研究背景 .....	5
1.3 先行研究 .....	6
1.4 研究対象 .....	6
1.5 研究方法 .....	6
1.6 時期区分 .....	7
2. 調査結果 .....	8
2.1. 記事数の変遷 .....	8
2.2. 各年報道の調査 .....	10
3. 新聞の「文法」とは何か .....	27
3.1. 各分類の集計 .....	27
3.2. 各時期区分の分析 .....	28
4. 結論 .....	47
5. 終わりに .....	49
6. 謝辞 .....	50
7. 参考文献 .....	50

## 1. 序章

### 1.1 はじめに

ハンセン病<sup>1</sup>患者の差別の問題は現代に至ってもなお完全には解決されていない。1940年代に特効薬「プロミン」が開発されるとハンセン病は治癒可能な病気となったが、その後も日本では世界の動向に反してハンセン病患者の隔離が続けられた。現在国立ハンセン病療養所は13施設あり、入所者数は1090人、入所者の平均年齢は86.3歳に達して高齢化が進んでいる(令和2年5月1日)<sup>2</sup>。ほとんどがハンセン病そのものは治癒しているが、後遺症等の障害や生活習慣病などを患っており長期にわたる療養所生活が続いているという。ハンセン病問題については様々な研究が行われてきているが、昨年7月に安倍首相(当時)は熊本地裁判決の受け入れを表明して国の責任を認めて患者に直接謝罪し、11月にはハンセン病家族補償法案が成立するなど現代に至ってもハンセン病患者に対する補償は続いている。ハンセン病問題が現代まで続いている理由としてハンセン病に対する「負のイメージ」が挙げられる。一般的なハンセン病に対する「負のイメージ」はその定着とともに患者に対するスティグマとして作用する。スティグマが発生する際には対象に対するラベリングが行われ、この点においてメディアの役割は非常に大きなものであると考える。本研究の目的は明治初期から現代に至るまでの新聞メディア分析を通して報道がハンセン病をどのように捉えて報じ、それによってスティグマがいかにかに生成され、定着し、現代に至るか、という一連の変遷を明確にすることである。人類と感染症の歴史は非常に長く、天然痘やペスト、インフルエンザのパンデミックなど感染症は多くの人々の命を奪ってきた。今年世界中でパンデミックを引き起こしたCOVID-19の市中感染が確認されると、ネット上を含む実社会では感染者に対する様々な形での差別や偏見が生じた。このような状況下において今一度ハンセン病差別におけるスティグマの発生とメディア報道を調査することは意義のあることであると考えている。本研究では新聞メディアがハンセン病問題という100年以上にわたる問題をどのように報道してきたかという変遷を辿ることで、新聞におけるハンセン病とは何か、そして新聞メディアが持つ独自の「文法」を明らかにしたい。

---

<sup>1</sup> 本稿では一般的な表現としては「ハンセン病」を用いるが、歴史的記述や引用、固有名詞などにおいて学術的に「らい病(癩病)」という表現を使用した。現在では「らい」は差別的な表現として一般的には使用を避けられている。

<sup>2</sup> ハンセン病患者、療養所入所者の推移(2020年5月1日)、香川県健康福祉部薬務感染症対策課

## 1.2 研究背景

日本では1879年12月27日に内務省達乙第56号として「町村衛生事務条項」が発せられ、その第12条において「癩病脚気瘧疾地方病ノ有無其種別及び多少ニ注意シ之ヲ郡区長ニ申出ル事」と記されており、この時点で日本においてハンセン病は第8条で挙げられている伝染病とは異なる、脚気や瘧疾(マラリア)と同じ「地方病」であると位置付けられていた。<sup>3</sup>一方、同じく19世紀カナダ、ハワイ、ノルウェー及びドイツにおいてハンセン病の流行初期には遺伝病として管理が行われた。やがて感染症と考えられるようになり、1873年にアルマウェル・ハンセンによってらい菌(*Mycobacterium leprae*)が発見され(報告は76年)、その後は公衆衛生政策として隔離が行われた。1879年にベルリンで行われた第1回国際癩会議で、癩の撲滅には患者の「隔離」が唯一確実な方法であるとされ、その知識は日本にももたらされ、東京養育院では1899年に隔離病舎回春病室が設けられ、担当した光田健輔医師は「らいは伝染病」という正しい知識によって予防と治療にあたった。<sup>4</sup>1907年に「癩予防ニ関スル件」が公布され、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官庁ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ」とされ<sup>5</sup>、1909年には政府によるハンセン病患者に対する隔離政策が施行された。1943年に米国で「プロミン」が開発されたことによってハンセン病が「可治な病」となると、それまで行われていた強制隔離政策における人権侵害が指摘されるようになった。1952年にWHOは「隔離の見直し」を、1960年には「差別法の撤廃・外来治療の推奨」を提言した。しかし、日本においてはその後もなかなか司法的救済には至らず<sup>6</sup>、1953年には全患者を強制的に隔離することが可能となる新「らい予防法」が施行された。この「らい予防法」にはハンセン病患者の対処に関する明記がされておらず、廃止される1996年まで「癩予防ニ関スル件」から90年間に渡りハンセン病患者に対する強制的な隔離政策が続けられてきた。2001年にはハンセン病の元患者に対する補償法が可決されるが、ハンセン病国賠弁護団からは2006年に「療養所の将来構想をすすめる会」を結成し、未だハンセン病問題は解決していないとして「偏見差別の問題」、「療養所の将来構想の問題」、「社会内で生活する方々の問題」を掲げている。<sup>7</sup>そうした活動を受けて、同年2006年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が可決され「福祉の増進、名誉の回復などのために措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図る<sup>8</sup>」とし、翌年から施行されている。2019年7月9日にはハンセン病患者の隔離政策によって家族も差別を受けたとして国に損害賠償を求めた裁判に対して安

<sup>3</sup> 国立国会図書館デジタルコレクション, "衛生公布類纂", <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/797009/9?tocOpened=1>

<sup>4</sup> 森修一, "ハンセン病対策の歴史と現状—日本と世界—"

<sup>5</sup> 癩予防ニ関スル件(明治40年3月19日法律第11号)

<sup>6</sup> ハンセン病の歴史が、看護教育に問いかけるもの—看護師が果たすべき倫理的責任と生命倫理—

<sup>7</sup> ハンセン病国賠弁護団, 知って! ハンセン病国賠訴訟 ハンセン病をご存知ですか? > Q&A, [http://www.hansenekokubai.gr.jp/link\\_qa/](http://www.hansenekokubai.gr.jp/link_qa/)

<sup>8</sup> ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)

倍首相(当時)が控訴せずに補償を行うことを明言するなど、現在に至っても「ハンセン病問題」解決への模索は続いている。

### 1.3 先行研究

田原(2016)<sup>9</sup>は「聞蔵Ⅱビジュアル」を利用して2015年度におけるハンセン病についてのメディアの動向について分析を行い、記事を各月ごととトピックごとに紹介している。この田原(2016)による研究は科学研究費補助金基盤研究(C)「療養所入所者からみたハンセン病(らい)法制史」(課題番号:15K03164、研究代表者名:和田謙一郎)の研究分担の一つに位置付けられて行われたものであり、単年度の調査に注力している。

また、財団法人日弁連法務研究財団・ハンセン病問題に関する検証会議(2005)による「ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告書」の第14章ではハンセン病隔離政策に果たした各界の役割と責任としてマスメディア、とりわけ新聞メディアについての検証が行われた。本報告書において言及されているように、「メディアがハンセン病隔離政策に果たした影響に関する先行研究はほとんど存在していない」ため「独自の調査とそれに基づいた分析を行った」としている。本研究では戦後から1996年まで、つまり有効な治療薬が開発されて可治な病となった後でも人権侵害を被り続けた期間を対象とした調査が行われている。またその結果を、敗戦から1953年末まで、1954年から1960年末まで、1961年から1975年末まで、1976年から1990年末まで、1990年から1996年末までと時期区分<sup>10</sup>を行った上で分析を行っている。

### 1.4 研究対象

慶應義塾大学データベースナビを通して検索が可能である新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」を使用し、朝日新聞が創刊された1879年から「らい予防法」が廃止された1996年までの新聞記事を研究対象とする。

### 1.5 研究方法

#### ・量的分析

まず量的変遷を追うために聞蔵Ⅱビジュアルで「ハンセン病」をキーワードに検索し、記事数を集計した。その際には字数や地域、トピック等に関係なく全てを一つの記事として集計を行

---

<sup>9</sup> 田原範子, ハンセン病の現在—新聞記事データベースを利用した内容分析—

<sup>10</sup> 報告書内では「1953年を画期としたのは、全患協等による激しい予防法闘争にもかかわらず新予防法が国会を通過した年だからで、1960年を画期としたのは、2001年5月11日の熊本地裁判決でも遅くとも同年頃には違憲状態に陥っていたと指摘される時期に当たるからである。さらに1975年を画期としたのは、園内処遇の大幅改善とも相俟って、同年頃には予防法の強制隔離条項は有名無実の存在になっていたと指摘される時期に当たるからで、1990年を画期としたのは、予防法廃止の問題が顕在化し始める時期だからである」と理由づけられている。

いグラフに示し、各年の新聞記事の内容を分析する。

・質的分析

新聞の持つ独自の「文法」を明らかにするために、各年の記事分析を基に、時期区分ごとに調査を行うことで「文法」に変化が生じているかを調査する。

1.6 時期区分

記事区分は記事の内容調査を行った結果、①1879～1906年、②1907～1929年、③1930～1945年、④1946～1962年、⑤1963～1972年、⑥1973～1989年、⑦1990～1996年の7つの時期区分を行なった上で研究を行うことにした。以下では①～⑦を第1区分、第2区分(以下同様)と表現する。

## 2. 調査結果

### 2.1. 記事数の変遷

本研究は上述のように1879年から1996年に至るまでの朝日新聞における新聞報道の変遷を辿る。現在2020年までの新聞報道で「ハンセン病」と検索することによって得られた記事数の推移を表したグラフは以下のようになった。なお1983年を境目に聞蔵Ⅱビジュアルの仕様が変更のため、ハンセン病の動向と直接的な関係はないが、新聞メディア側の変化として捉えて二つのグラフに分けて以下に示したい。

#### 2.1.1. 1879年から1983年まで

発行から1983年までの朝日新聞におけるハンセン病の報道はグラフ1のような推移であった。

グラフ1を参照すると1909年(55件)、1936年(22件)、1953年(15件)、1965年(17件)、1972年(22件)の5つの年において、前後の都市と比べて記事の件数が増加していることがわかる。

グラフ1: 記事数推移(1879~1983年)



聞蔵Ⅱより筆者作成



### 2.1.2. 1984～2020年

一方、1984年から2020年までの記事の推移は以下の通りであった。グラフ2を参照すると1996年に向けて右肩上がりに記事数が増加していることが分かる。

グラフ2:記事数推移(1984～2020年)



聞蔵Ⅱより筆者作成

## 2.2. 各年報道の調査

### 2.2.1. 第1区分(1879～1906年)

#### ・1879年

記事は3件であった。内容はハンセン病にかかった婦人の話が2件と、火傷の症状の比喻としてハンセン病を用いた1件であった。

#### ・1880年

記事は2件であった。1件は町村衛生事務条項の条文を伝える官令で、もう1件はビルマにおける大量殺害を伝える記事であった。ビルマの報道は国王がハンセン病に罹ったことを受けて、その犠牲として数百人の命を奪ったという内容であった。

#### ・1881年

記事は2件であった。2件とも後藤昌文氏が開業した起廃病院についての記事であり、ハンセン病の完治と清国から患者を受け入れたことを報道している。

#### ・1882年

記事は3件であった。横浜や静岡など各地におけるハンセン病多発を伝える記事と、感染拡大に対して区長や衛生委員が注意喚起をして回っていることに感心する記事であった。

#### ・1883年

記事は3件であった。1件は、乳母の選び方を伝える記事ではハンセン病や梅毒に罹っていないかの確認を推奨している。また、他の2件は後藤氏がハワイ国貴族とイギリスの豪商を治療し、回復を伝える記事であった。

#### ・1884、85年

両年にハンセン病に関わる報道はなかった。

#### ・1886年

記事は1件であった。黴菌(バクテリア)学の進歩を伝える記事で、コレラ、ハンセン病、結核、脚気はバクテリアによる病気であることが周知に事実であると書かれている。またドイツの研究によるとバクテリアの撲滅には日光に当てることが有意義であると紹介されている。

#### ・1887年

記事は1件で、光明皇后が阿闍寺においてハンセン病患者の膿血を吸ったという伝説を伝える記事であった。

・1888年

記事は2件であった。ハワイ国におけるハンセン病の拡大と隔離政策の紹介をする記事と、衆済病院の荒井作氏の治療がインドにまで波及していることを伝える記事であった。

・1889年

記事は1件で、白癬(タムシ)という皮膚病/性病が悪化した様子の比喻として「癩病」が用いられていた。

・1890年

記事は1件で、神功圓という薬を1年間服用したところハンセン病が完治したことが伝えられている。

・1891年

記事は2件であった。小田耕作氏が上野に皮膚病専門病院の櫻木病院を新築することを伝える記事と、ハンセン病患者に対してコヒ液という薬を投与し、その効果は不明であるということ伝える記事であった。

・1892年

該当記事はなかった。

・1893年

記事は1件で、小田耕作氏が櫻木病院を全廃し、「一切の皮膚病」と「らい病」を区別して診断することを伝えている。

・1894年

記事は1件であった。ハンセン病の病院を「醜しい(きたならしい)」ものと表現し、異臭がするという唄女の流し話がかかれている。記事の最後では「月に叢雲桜に毛虫柳橋に癩病、おまへにあの人かエ、うるさいよ」と歌われていた。

・1895年

記事は2件であった。1件は櫻木病院の後にできた東京外科皮膚院の皮膚黴毒癩病科の広告で、1件は華族と結婚した美人の花嫁が「癩病の血統」であったと親族が知り、何とか離縁させたいと考えていることが書かれていた。

・1896年

記事は1件で、女性がハンセン病であることをして兄に迷惑をかけないために投身自殺を

図ったことを伝える記事であった。

・1897年

記事は6件で、ドイツへ留学を命じられた土肥慶三氏がハンセン病の研究をハワイで行う予定であること、ベルリンで行われる万国癩病会議に出席すること、ハワイの隔離政策事情を伝える国際的な内容が3件、北海道にはハンセン病患者が少なく、アイヌ人の患者が0人であること、ハンセン病の夫を離婚した妻が元夫に殺害され元夫も自殺した事件、死体発掘してハンセン病の薬にしようとした事件を伝える記事が書かれていた。

・1898年

記事は3件であった。千人の口を舐めてハンセン病平癒の祈祷を行う夫婦、ハンセン病のため夫に捨てられた女性が養育院へ送られるということ、「日本医学の名誉」として癩病会議における土肥氏の報告が好評であったことを伝える記事であった。

・1899年

記事は3件であった。徳島県でハンセン病にかかった女性が離縁されて旅の途中で死亡したこと、台湾で許嫁であった女性がハンセン病と判明したが結婚したこと、日本郵船会社の乗っていた一人がハンセン病であると判明して上陸を拒否されたことを伝える記事であった。

・1900年

該当記事はなかった。

・1901年

記事は4件であった。ハワイ国のハンセン病事情を伝える記事、ハンセン病に罹った妹を焼殺した事件、衆議院似てハンセン病に関する言及を伝える記事2件であった。衆議院ではハンセン病患者が一般乗客と同じ電車に乗ることを「国辱」と表現していた。

・1902年

記事は5件であった。「布哇だより」としてハワイの状況を伝える記事が2件あり、その内1つは日本から特効薬が送られたことを伝えていた。議会の腐敗を指摘する社説では「兵隊のうちにも一人でもハンセン病患者がいたら」という例え話として用いられていた。また、「癩病患者取り締まりに関する法律案」が衆議院で可決されたことを伝える記事と、それに伴って国内にハンセン病の系統を有する人間が90万以上いることを伝えている。

・1903年

記事は2件であった。「布哇たより」でハワイにおけるハンセン病患者の逮捕に関わる日本人の人権問題を指摘する記事が1件と、ハンセン病にかかった夫を惨殺して逮捕された事件を伝えるもの1件であった。

・1904年

記事は1件で、光田健輔氏によって東京市の養育院増設と「市立癩病院」の創設が内定したことを伝えている。

・1905年

記事は6件であった。衆議院において伝染病予防法改正案において山根議員がハンセン病を伝染病に加えるべきであると主張しているが、衛生局長が予算の都合で直ちに賛成できないと退けている。「癩病予防法案の内容」としてハンセン病は遺伝ではなく伝染病であると説明した上で個人隔離の方針であることを伝えている。また、1905年には小口男三郎が人肉をハンセン病の薬にする目的で起こした殺人事件の「臀肉切取事件」や「第二の臀肉切取事件」の発生を伝える記事が4件であった。

・1906年

記事は16件であった。「癩予防法」に関する記事が10件、ハンナ・リデル氏や熊本回春病院に関する記事が4件、東京市養育院に入っているハンセン病患者を「天刑としても世に疎まれし癩病の患者」と表現している記事、国家医学会において理髪店における肺結核、癩病、梅毒などの患者が従事すべきではないという提言が1件であった。

## 2.2.2. 第2区分(1907～1929年)

・1907年

記事は27件であった。癩予防法に関する記事が8件、療養所建設にかかる費用に関する記事が7件、療養所設置に関する記事が5件、「巢鴨の瘋癩病院」の実情について書かれた記事が3件、臀肉切取事件に関する記事が1件、松城藩において女性の生肝を薬としようとした「生肝事件」の裁判に関する記事が1件、妻と子のためにハンセン病にかかった男性が轢死した事件が1件、癩予防法競技会に出席した警部補が赤痢にかかったという記事が1件であった。

・1908年

記事は25件であった。目黒村に建設予定のらい療養所を巡る村民の反対運動に関わる記事が13件、予算に関する記事が2件、療養所の設置場所が東村山に決定したことを伝える記事が1件、イギリスにおける全快の事例を紹介する記事が1件、光明皇后の伝説を伝える

記事が1件、ハンセン病が判明して家族と別居して自殺した男性の事件を伝える記事が1件、ハンセン病を原因とする殺人事件の記事が2件、コッホ婦人に関する記事が1件、広告が1件、フィリピンのハンセン病事情を伝える記事が1件、大阪の療養所準備に関する記事1件であった。

・1909年

記事は50件であった。療養所や養育院に関する記事が32件であった。ここには目黒村に療養所が建設されることに反対した運動やそれに関する裁判の記事、また東村山が療養所を歓迎し、建設が決定したこと、それに対する反対運動についても記事が含まれている。また、光田健輔氏が「癩問題の今昔」として5件に渡って寄稿を行なっている。また、行政に関する動向を伝える記事が5件、患者の悲劇に関する記事が2件、ペストと対比して言及している記事が1件、海外に関する記事はイギリスでの新療法に関する記事が1件、アメリカのインディアナ州で癩病・結核・花柳病・精神病患者の結婚を禁止する例を紹介する記事が1件、街の風景として言及される記事が1件、感染者数についての記事が1件であった。

・1910年

記事は10件であった。療養所に関する記事が5件、患者の悲劇に関する記事が2件、感染者数における1件、裁判についての記事が1件、辞令が1件であった。

・1911年

記事は8件であった。療養所等に関する記事が5件、行政に関連するものが2件、海外事情を紹介する記事が1件であった。

・1912年

記事は1件で、中央衛生会においてライ予防取締策が決定したことを伝えている。

・1913年

記事は5件であった。患者の犯罪については1件、患者の悲劇に関する記事が1件、療養所の予算についての記事が1件、広告が1件、ハワイの患者が横浜を通して流入しているとする記事が1件であった。

・1914年

記事は2件で、パリの事情を紹介する記事が1件、「東人西人」において首相の発言を取り上げた記事が1件であった。

・1915年

記事は3件で、全てハンナ・リデル氏に関する記事であった。

・1916年

記事は12件で、議会に関する記事が4件、療養所に関する記事が3件、保健衛生調査についての記事が2件、予算に関する記事が1件、「青鉛筆」で市立療養所が外国人の運営ばかりであることを伝える記事が1件であった。

・1917年

記事は3件で、衛生調査会について1件、海外事情に関してが1件、ハエで感染することを報じる記事が1件であった。

・1918年

記事は1件で、「青鉛筆」において他国で癩病患者の寿命が長いということを伝える記事が1件であった。

・1919年

記事は2件で、患者の悲劇を伝える記事が1件と議会に関する記事が1件であった。

・1920年

記事は2件で、ハンナ・リデル氏に関する記事が1件と保健調査会についての記事が1件であった。

・1921年

記事は14件で、豊島豊二郎氏による「癩の新研究」が3件、警視庁による取締りに関連する記事が3件、神山復生園のレゼー氏に関する記事が2件、広告が2件、新療法についてが1件、患者による事件が1件、アメリカ南部で拡大しているペラグラに関する記事が1件、癩病乞食の調査を行う予定を伝える記事が1件であった。

・1922年

記事は8件で、光野慶明氏による「我国の癩政策に就て」が2件、海外事情に関する記事が1件、警視庁の調査に関する記事が1件、光田健輔氏に関する記事が1件、日本女医会の全国総会に関する記事が1件、患者の脱走事件に関する記事が1件、コンウォール・リー氏に関する記事が1件であった。

・1923年

記事は2件で、患者による放火事件が1件と広告が1件であった。

・1924年

記事は2件で伝染病研究所の小島三郎氏による「治療より増強に」という記事が1件と、広告が1件であった。

・1925年

該当記事はなかった。

・1926年

記事は4件で、「鉄箒」における患者による傷害事件についての記事が1件、癩患者救護策に関する記事が1件、警察部長会議に関する記事が1件、患者の自殺を伝える記事が1件であった。

・1927年

記事は2件で、ハンナ・リデル氏に関する記事と癩療養所長会議についての記事であった。

・1928年

記事は6件で、療養所の火事を伝える記事、療養所所長会議に関する記事、エストニアにおける全快の例を紹介する記事、慰廃園の大塚女史が藍綬褒章を受賞したという記事、レゼー氏が危篤であることを伝える記事、ハンセン病の遺伝について言及している記事が1件であった。

・1929年

記事は6件で、癩病患者が外国人向けの観光ガイドに邪魔な存在であると述べている記事と、癩予防法改正法の公布を伝える記事、癩予防会議に世界の学者が招待されることを伝える記事、療養所経費を内務省が申請したことを伝える記事、フィリピンに癩病の大病院を作るアメリカ人が寄港したことを伝える記事、全生病院の火事を伝える記事であった。

### 2.2.3. 第3区分(1930～1945年)

・1930年

記事は19件で、皇太后陛下に関する記事が5件、外国人に関する記事が3件、患者に関する記事が3件、癩予防協会に関する記事が3件、癩予防相談会に関する記事が2件、海外の事情に関する記事が2件、国際会議に関する記事が1件であった。



・1931年

記事は12件であった。癩予防法に関する記事が6件、癩予防協会の支部設立を伝える記事が1件、アメリカからの療養所支援に関する記事が1件、ウェード博士の来日を伝える記事が1件、国立癩療官制中改正案についての記事が1件、療養所の費用に関する記事が1件、皇太后陛下による下賜を伝える記事が1件であった。

・1932年

記事は7件であった。皇太后陛下に関する記事が3件、患者の脱走に関する記事が2件、ハンナ・リデル死の訃報を伝える記事が1件、他国との比較が1件であった。

・1933年

記事は17件であった。治療や研究に関する記事が4件、皇太后陛下に関する記事が4件、海外の事情に関する記事が1件、外国人に関する記事が2件、患者による事件に関する記事が3件、療養所の費用に関する記事が1件、草津に作られる収容所に関する記事が1件、衆議院に関する記事が1件であった。

・1934年

記事は19件であった。医者に関する記事が4件、朝鮮総督府頼癩療養所に関する記事が2件、外島療養所周辺における風水害に関する記事が2件、講演が2件、予算に関する記事が2件、患者に関する記事が2件、研究に関する記事が1件、皇太后陛下に関する記事が1件、アメリカの動向に関する記事が1件、ハンナ・リデル氏の鏡像が作られたという記事が1件、警察部長会議に関する記事が1件であった。

・1935年

記事は16件で、皇太后陛下に関する記事が5件、議会や行政に関する記事が5件、隔離について下村海南氏による寄稿「合点の行かぬ事」が2件、癩予防デーに関する記事が1件、療養所に関する記事が1件、座談会が1件であった。

・1936年

記事は22件であった。療養所等に関する記事が14件、北条民雄に関連する記事が2件、皇太后陛下に関する記事が1件、研究についての記事が1件、断種法に関する記事が1件、引越しの際の消毒方法に関する記事が1件、オルスマン氏の記念式典に関する記事が1件であった。

・1937年

記事は5件であった。海外の事情に関する記事が2件、癩病根絶に関する記事が2件、皇

太后陛下に関する記事が1件であった。

・1938年

記事は11件であった。皇太后陛下に関する記事が4件、戦争に行った青年に関する記事が2件、一般人の寄付に関する記事が2件、北条民雄に関する記事が1件、学者の不祥事が1件、藍綬褒章に関する記事が1件であった。

・1939年

記事は21件であった。『小島の春』に関する記事が5件、皇太后陛下に関する記事が2件、研究に関する記事が2件、優生法に関する記事が2件、オールトマン氏に関する記事が2件、癩予防デーに関する記事が1件、行政に関する記事が2件、療養所職員小川正子氏による「長島日記」が2件、療養所職員の戦士に関する記事が1件、医学生に関する記事が1件、癩病患者撲滅に関する記事が1件であった。

・1940年

記事は11件であった。議会に関する記事が4件、皇太后陛下に関する記事が4件、寄付に関する記事が2件、結婚相談に関する記事が1件であった。

・1941年

記事は10件であった。皇太后陛下に関する記事が3件、表彰に関する記事が3件、療養所に関する記事が2件、防空指導に関する記事が1件、仏印との交換教授に関する記事が1件であった。

・1942年

記事は8件であった。皇太后陛下に関する記事が3件、寄付に関する記事が1件、東南アジアに関する記事が2件、表彰に関する記事が1件、癩学会に関する記事が1件であった。

・1943年

記事は5件であった。皇太后陛下に関する記事が4件、功労者の表彰に関する記事が1件であった。

・1944年

記事は4件であった。皇太后陛下に関する記事が2件、新療法に関する記事が1件、外国から特効薬が送られたことを伝える記事が1件であった。

・1945年

記事は1件で、皇太后陛下の下賜に関する記事であった。

2.2.4. 第4区分(1946～1962年)

・1946年

記事は1件で、韓国人の癩患者帰国の帰国をGHQが禁止したことを伝える記事であった。

・1947年

記事は3件で、栗生楽泉園における問題を報じる記事が2件と高松宮様が楽泉園に皇族初の療養所訪問を行なったことを伝える記事が1件であった。

・1948年

記事は1件で、研究に関する記事であった。中村博士がらい菌の純粹培養に成功したことを伝えたい。

・1949年

記事は5件で、患者に関する事件の記事が2件、研究に関する記事が2件、表彰が1件であった。

・1950年

記事は4件で、ライト女史に関する記事が2件、患者に関する事件の記事が1件、松ヶ丘保養園の火事に関する記事が1件であった。

・1951年

記事は11件であった。アメリカに関連する記事が4件、皇族に関する記事が3件、プロミンに関連した記事が2件、朝鮮からの患者の流入に関する記事が1件、患者一家の心中事件を受けた一般人の同情の投稿が1件であった。

・1952年

記事は3件で長島愛生園と邑久光明園がアメリカの財団によって研究所に指定されたことに関する記事、患者に関する事件の記事、インドに新薬を送ったことを伝える記事であった。

・1953年

「らい予防法」とそれに関連した反対運動などを伝える記事が8件、患者に関する記事が2件、インドへ新薬を送ったことを伝えある記事が1件、国際癩学会に関する記事が1件、高松宮妃殿下の「なでしこ会」に関する記事が1件、栗生楽泉園の火事に関する記事が1件、日仏の文

化交流による救ライ資金募集音楽会に関する記事が1件であった。

・1954年

該当記事はなかった。

・1955年

該当記事はなかった。

・1956年

記事は5件で、いわゆる「菊池事件」に関する記事が3件と患者に関する記事が2件であった。

・1957年

記事は2件で菊池事件の死刑判決を伝える記事と、韓国における患者の事件を伝える記事であった。

・1958年

記事は2件であった。韓国からの患者の流入問題に関する記事が1件、国際ライ学会の内容に関する記事が1件であった。

・1959年

記事は2件であった。全盲のハンセン病患者に杖を送る予算が組まれることになったことを伝える記事と、歌会始に患者の作品が入選したことを伝える記事であった。

・1960年

記事は2件で、在日朝鮮人患者による殺人事件を伝える記事と、丸山千里氏によって政策提言がされた記事であった。

・1961年

該当記事はなかった。

・1962年

記事は3件で、丸山氏によるワクチンに関する記事と、テレビ放送に関する記事と表彰に関する記事であった。

#### 2.2.5. 第5区分(1963～1972年)

##### ・1963年

記事は8件であった。テレビに関する記事が4件、インドに対する救ライ運動に関する記事が2件、国際癩会議に関する記事が1件、ハワイに関する記事が1件であった。

##### ・1964年

記事は7件で、鳥取県による患者の郷土訪問の取り組みに関する記事が3件、光田健輔氏に関する記事が2件、社会復帰に関するラジオを紹介する記事が1件、インド救ライセンターに関する記事が1件であった。

##### ・1965年

記事は17件であった。インドにおける救ライ運動に関する記事が8件、奈良県における里帰りの取り組みに関する記事が1件、ハンセン病に関する正しい理解を促す記事が3件、テレビ番組の紹介をする記事が1件、光田氏の伝記本を紹介する記事が1件、患者に関する記事が1件、療養所に関する記事が1件、東南アジアに関する記事が1件であった。

##### ・1966年

記事は5件であった。インドにおける救ライ運動に関する記事が2件、台湾における救ライ運動に関する記事が1件、ベトナム戦争に関する記事が1件、表彰が1件であった。

##### ・1967年

記事は10件であった。沖縄に関する記事が3件、藤楓協会に関する記事が2件、インドに関する記事が1件、アフリカに関する記事が1件、ベトナム戦争に関する記事が1件、講演・映画界に関する記事が1件、大学生の取り組みに関する記事が1件であった。

##### ・1968年

記事は10件であった。インドに関する記事が5件、らい菌の培養に成功したことを伝える記事が5件であった。

##### ・1969年

記事は1件で、インドにおける救ライ運動に関する記事であった。

##### ・1970年

該当記事はなかった。

・1971年

記事は3件で、沖縄に関する記事が2件と結婚相談に関する記事であった。

・1972年

記事は22件であった。インドにおける救ライ運動を行った宮崎松記氏に関する記事が3件、テレビ番組「人間列島」に関する記事が3件、北条民雄に関する記事が2件、ベトナム戦争に関する記事が2件、患者によるデモに関する記事が3件、芥川賞を受賞した『誰かが触った』に関する記事が2件、療養所に関する記事が2件、インドに関する記事が1件、沖縄に関する記事が1件、韓国に関する記事が1件、藤楓協会に関する記事が1件、皇太子夫妻に関する記事が1件であった。

2.2.6. 第6区分(1973～1989年)

・1973年

記事は4件であった。全生園の火事に関する記事が3件と全国ハンセン病連絡協議会の発足を伝える記事1件であった。

・1974年

記事は1件で、アメリカにおいてアルマジロによってらい菌の培養に成功したことを伝える記事であった。

・1975年

記事は4件であった。皇太子夫妻に関する記事が1件、患者が結成する「青い鳥」による演奏会に関する記事が1件、ハワイ大学でハンセン病菌の試験管培養に成功したことを伝える記事が1件、アフリカ・ガボン共和国でシュバイツァー病院が閉鎖されたことを伝える記事が1件であった。

・1976年

記事は3件で、タンザニアにおいて義手義足を生産する工場が作られたことを伝える記事、大阪大学がハンセン病菌の動物移植に成功したことを伝える記事、元恵楓園所長の志賀一親氏の訃報を伝える記事であった。

・1977年

記事は3件で、インドに関する記事が1件、皇太子夫妻の作詞作曲による「歌声の響」に関する記事が1件、印南聖司氏のパラグアイにおける研究を紹介する記事が1件であった。

・1978年

記事は2件で、朝日社会福祉賞を受賞した井深八重さんに関する記事が1件、ハンセン病から社会復帰した鈴木重雄さんに関する記事が1件であった。

・1979年

記事は3件で、鈴木重雄さんの自殺を伝える記事が1件、らい予防法に関する記事が1件、全生園に関する記事が1件であった。

・1980年

記事は5件であった。研究に関する記事が1件、保険文化賞に関する記事が1件、映画に関する記事が1件、強制隔離に対する問題意識に関する記事が1件、発展途上国に関する記事が1件であった。

・1981年

記事は6件であった。子供がハンセン病に罹患したと勘違いして殺害した母親の事件に関する記事が2件、丸山氏によるワクチンに関する記事が1件、療養所に関する記事が2件、邑久長島大橋に予算がついたことを伝える記事が1件であった。

・1982年

記事は4件であった。僧侶が自費出版によってハンセン病患者の実態を描いた『いのちの軋み』に関する記事が1件、栗本薫氏による『豹頭の仮面』の表現が差別を助長すると全患協が抗議したことを伝える記事が1件、藤楓協会に関する記事が1件、世界ハンセン氏病友の会の結成に関する記事が1件であった。

・1983年

記事は12件であった。韓国に関連する記事が4件、学生の取り組みに関する記事が3件、海外への寄付に関する記事が2件、患者に関する記事が1件、ビルマに関する記事が1件、大谷藤郎氏に関する記事が1件であった。

・1984年

記事は7件であった。邑久長島大橋に関する記事が1件、韓国従軍慰安婦に関する記事が1件、発展途上国の問題に関する記事が1件、大谷藤郎氏に関する記事が1件、丸山ワクチンに関する記事が1件、共産党の動静が1件、他の記事に名称だけ使用されている記事が1件であった。

・1985年

記事は12件であった。一般による取り組みに関する記事が2件、学生による取り組みに関する記事が1件、関係者の訃報に関する記事が2件、毎日新聞のベトナムハンセン病療養所爆撃報道問題に関する記事が1件、原爆被害者の比喩として使用されている記事が1件、社民連の動静に関する記事が1件、邑久長島大橋の着工を伝える記事が1件、志樹逸馬氏の詩を引用した記事が1件、表彰が1件であった。

・1986年

記事は18件であった。社民連の動静に関する記事が3件、中国や韓国との国際交流に関する記事が3件、朝日社会福祉賞に関する記事が2件、療養所統合に関する記事が2件、邑久長島大橋に関する記事が1件、ハンセン病とは異なる「ライ症候群」に関する記事が1件、学生の取り組みに関する記事が1件、佐藤三郎氏の訃報に関する記事が1件、在韓被爆者に関する記事が1件、高松宮妃殿下に関する記事が1件、大谷藤郎氏による精神病に関する記事が1件、土井英一氏に関する記事が1件であった。

・1987年

記事は22件であった。社民連の動静に関する記事が5件、高松宮宣仁親王に関する記事が5件、エイズに関する記事が2件、邑久長島大橋に関する記事が2件、栗生楽泉園のゲートボールチームが締め出された事件に関する記事が2件、黄綬褒章に関する記事が1件、『名ぐわしの島の詩』を紹介する記事が1件、パキスタンの貧困を伝える記事が1件、浩宮に関する記事が1件、ハンセン病ワクチンに関する記事が1件、療養所医師についての記事が1件であった。

・1988年

記事は17件であった。一般社会における取り組みに関する記事が3件、療養所に関連する記事が3件、関係者の訃報を伝える記事が3件、表彰が2件、邑久長島大橋に関する記事が2件、社民連の動静を伝える記事が1件、国際支援に関する記事が1件、テレビ報道に関する記事が1件、著作権のため参照不可の記事が1件であった。

・1989年

記事は26件であった。一般社会の取り組みが4件、患者による取り組みが3件、海外支援に関する記事が3件、表彰が3件、用語の解説が2件、井深八重さんの訃報に関する記事が2件、関連作品への言及や書評が2件、落語からの引用が1件、社民連の動静を伝える記事が1件、療養所に関する記事が1件、シンポジウムに関する記事が1件、天皇陛下に関する記事が1件、関連会社に関する記事が1件であった。



### 2.2.7. 第7区分(1990～1996年)

#### ・1990年

記事は30件であった。海外支援に関する記事が5件、療養所や患者に関する記事が5件、美術展やシンポジウムなどの催事に関する記事が4件、政党の動静に関する記事が4件、一般社会の取り組みに関する記事が4件、関係者の訃報を伝える記事が2件、用語の説明が1件、光田健輔氏の勲章が盗まれたという事件に関する記事が1件、「らい予防法」の改正に関する記事が1件、落語の引用が1件、表彰が1件、関連書籍に関する記事が1件であった。

#### ・1991年

記事は35件であった。一般社会における取り組みが11件、海外支援に関する記事が9件、療養所や患者に関する記事が5件、ハンセン病に関するQ&Aの記事が3件、関係者の訃報や追悼に関する記事が2件、表彰が2件、天皇皇后両陛下の訪問に関する記事が1件、ハンセン病に言及した記事が1件、大谷藤郎氏に関する記事が1件であった。

#### ・1992年

記事は41件であった。一般社会による取り組みが11件、海外支援に関する記事が8件、用語の説明が2件、療養所に関する記事が5件、患者に関する記事が4件、関連作品に関する記事が2件、新治療法をWHOが治験するという記事が1件、社民連の動静に関する記事が1件、エイズに関する記事が1件、その他ハンセン病に言及した記事が6件であった。

#### ・1993年

記事は28件であった。国際支援に関する記事が9件、一般社会による取り組み7件、関連書籍に関する書評が3件、貞明皇后に関する記事が2件、笠智衆氏の訃報に関する記事が2件、全生園の資料館が開館したことを伝える記事が1件、海外の事情に関する記事が1件、表彰が1件、用語の説明が1件、エイズに関する記事が1件、

#### ・1994年

記事は45件であった。一般社会による取り組みが13件、海外支援に関する記事が12件、関連作品に関する記事が7件、療養所や患者に関する記事が4件、らい予防法に関する記事が3件、エイズに関する記事が2件、研究についての記事が1件、表彰が1件、その他2件であった。

#### ・1995年

記事は67件であった。「らい予防法」に関する記事が30件、中村哲氏やペシャワール会に関する記事が6件、関係者に訃報が6件、患者や療養所に関する記事が6件、一般社会による取り組みが4件、関連作品に関する記事が4件、大谷藤郎氏による講演に関する記事が

3件、新進党の動静に関する記事が2件、「ハンセン病を正しく理解する週間」に関する記事が1件、エイズに関連する記事が1件、表彰が1件、用語説明が1件、研究に関する記事が1件、その他1件であった。

・1996年

記事は118件であった。一般社会による取り組みに関する記事が30件、「らい予防法」に関する記事が27件、療養所や患者に関する記事が23件、関連作品に言及した記事14件、中村哲氏やペシヤワール会に関する記事が8件、国際組織IDEAに関する記事が3件、選挙に関連した記事が3件、関係者の訃報に関する記事が2件、エイズやO-157に関する記事が2件、用語の解説が2件、徳永進氏に関する記事が2件、ダイアナ妃の離婚に関する記事が1件、憲法における基本的人権に関する記事が1件であった。

## 3. 新聞の「文法」とは何か

## 3.1. 各分類の集計

ここまで各年の記事の調査を行ってきた。さらに時期区分ごとに記事を分類し、集計した結果を表1に示した。なお、太字は各分類における最大値を示している。

表1:分類ごとの記事数

	医療・ 科学	法・ 行政 など	皇 族	外 国	患 者 事 件	患 者 陳 情・ 活 動	大 衆 作 品	一 般 社 会 の 反 応・ 活 動	そ の 他	合 計
1879～ 1906	20	18	0	13	17	0	0	1	3	72
1907～ 1929	<b>31</b>	<b>91</b>	1	21	<b>21</b>	2	0	25	2	195
1930～ 1945	21	54	<b>47</b>	23	4	17	8	9	5	188
1946～ 1962	8	10	4	14	8	11	1	1	2	59
1963～ 1972	7	14	4	32	0	4	15	3	4	83
1973～ 1989	13	10	11	24	8	28	7	20	28	149
1990～ 1996	10	52	3	<b>60</b>	3	<b>54</b>	<b>34</b>	<b>111</b>	37	364
合計	110	275	70	187	62	127	65	135	79	1110

聞蔵Ⅱより筆者作成

## 3.2. 各時期区分の分析

### 3.2.1. 第1区分(1879年～1906年)

表1より、第1区分では「医療・科学」、「法・行政」、「外国」、「患者に関連した事件」の報道が主に行われていることが確認できる。以下ではこれらの各分類における記事の分析を行う。

#### 3.2.1.1. 「医療・科学」

まず「医療・科学」については、第1回万国癩病学会に報告を受けて政府による対策が試みられるようになる以前には、ハンセン病専門病院である「起廢病院」や「衆濟病院」、「櫻木病院」に関する報道が見られた。伝染病であることが判明して間もない頃で治療法も確立されていなかったが、完治の報道がされている記事も散見された。また、ハワイにおける治療やイギリスの豪商を治療したという報道、インドに日本の治療法が普及しているという報道など、日本に近代医学が他国よりも進んでいるということを主張するような報道が多かった。

この頃のハンセン病院は一般社会にとって不気味で不潔なものであるという認識であり、唄い女と呼ばれる女性による「癩病病院は嫌だ」、「月に叢雲桜に毛虫柳橋に癩病」という一説があった(1894-1-23)。

#### 3.2.1.2. 「法・行政」

1873年にハンセンによってらい菌が発見され、1897年の第1回万国癩病会議においてハンセン病は感染症であり、対策には隔離が最上の方法であると採択されると、この認識は日本にも伝わった。これに伴って明治政府が1879年に通達された「町村衛生条項」の内容を記載した記事(1880-1-13)が報道された。1883年に「乳母の選び方」(1883-12-14)、1906年には「理髪店の衛生上の注意」(1906-11-28)として結核や梅毒などと並んでハンセン病にかかっている者は理髪店の仕事に従事するべきではないという記事が載せられ、行政をはじめ様々な呼びかけにより感染症であるという正しい認識が社会的疎外も促進していたことが確認できる。

また、比較対象としてハワイにおける隔離政策に関する記事や、根本正代議士が国会において伝染病であるという観点から鉄道に患者と一般人を同乗させることの危険性を説き、患者を放置することは近代国家としての「国辱」であり、制裁などを加えるべきであるという旨の主張したことが報道されていた(1901-12-20)。さらに、ドイツへ留学しハワイで研究を行っていたという土肥慶三氏を第1回万国癩病会議に派遣すること(1897-6-3)や、その報告が非常に好評であったこと(1898-2-6)を報道するなど、日本の研究成果の優秀さも強調されていた。

議会では、隔離が最上の手段であるとして根本正代議士や山根正次代議士らは度々議会に請願書を提出するなど隔離政策の必要性を訴え、「癩予防法」の成立や予算の確保を目指していた。日露戦争後に予算の余裕が確保されると、「癩予防法」の可決へ向けて舵が切られ、議会に関する報道が増えていった。

### 3.2.1.3. 「外国」

外国に対する言及には二面性が見られた。一つは近代国家としての日本の姿であり、一つは発展途上国としての日本の姿であった。近代国家としての日本の姿を報じるものとしては、ハンセン病患者が多いハワイやインドに対して日本の医師による治療や治療薬の普及などを報じるものであった。一方で発展途上国として外国からの支援を受ける報道もあり、ハンセン病に感染したと思いついでいた女性が、1879年に外国人宣教師の診察によってハンセン病ではなかったことが判明したと報じられている(1879-7-30)。また、1906年から熊本県の「回春病院」におけるハンナ・リデル氏の活動が注目され始め、欧米人女性による日本人患者の療養は美談として語られた。注目のきっかけとなったのは経営危機にあった回春病院が維持金を募集し、それに対して大隈重信氏らが寄付をしたという報道(1906-5-19)であり、近代国家として欧米諸国と足並みを揃えようとしている意識が感じられる。

### 3.2.1.4. 「患者に関連した事件」

1879年の報道では前述の女性がハンセン病になりながらも夫と子供のいる家庭の家事をこなす姿が描かれていた。1895年の報道では新華族と縁談を固めた絶世の美女が実は「癩病の血統」であり、親戚一同が離縁させたいと考えているという報道がなされていた(1879-4-9)。1896年の報道では、兄に心配をかけまいとして投身自殺未遂を起こした女性の事件(1896-12-13)や、1897年にはハンセン病を理由に離婚された夫が元妻を殺害したのち自殺した事件(1897-9-23)など、ハンセン病を理由にした離縁や自殺、殺人事件が報道されている。

また、「臀肉切取事件」に関する報道が複数行われた。これは「天刑病/業病」の薬となると信じて、遺体から臀部の肉を切り取った殺人事件である。人肉によってハンセン病を治療するという迷信が残っていたことを象徴する事件であり、次いで「第二の臀肉切取事件」報道(1905-12-27,28)や、松代藩で起きた殺人事件(1907-4-28)では女性の生肝を薬にするという動機によるものであったと報じられた。

### 3.2.1.5. 第1区分における新聞の「文法」

この時期区分における「新聞の文法」とは「文明」と「野蛮」の対立構造であると言える。特に「医療・科学」や「法・行政」といったものに関連する記事は、日本という国の「近代化の象徴」であったといえるだろう。万国癩病会議で提唱された「隔離」という世界標準に則った的確な法整備や政策が実行できないことは「国辱」であり、優れた技術や研究報告を示すことは近代国家にとっての名誉であった。そして1907年の「癩予防ニ関スル件」の成立を目指した明治政府や議会にとってのハンセン病対策とは一種の「近代化の指標」であった。

そういった「医療・科学」や「法・行政」といった文明の象徴に対して、「患者に関連した事件」や特にハワイを中心にした「外国」に関する報道は「野蛮」の象徴として対照的に描かれていたと言える。特に「患者に関連した事件」の報道におけるキーワードは「家族」、「女性」、「貧困」であった。「家族」と関連して報道されているという傾向については、ハンセン病が「遺伝病」

であるという迷信によって、ハンセン病に罹患した者がいる家庭は「癩病の血統」であるという烙印が押されていたことで、患者の悲劇だけではなく「家族の悲劇」が生じていたためであるだろう。また、感染症であるという「正しい知識」を持っていたとしても乳母や美容師として雇用してはいけないといった社会的疎外を生み出し、それは家庭内における「貧困」という形で現れていた。また、症状が肌に現れるという特性から綺麗な「女性」という存在と対照的に醜い「ハンセン病」を描くという傾向が見られた。

「患者の悲劇」を報じる記事では「天刑病」という表現の使用が特徴であった。他の政策や病院の取り組みに関する記事では「天刑病」という表現は見られない。これは政策や病院は文明の象徴であるためだと考えられる。「天刑病」は患者自らが「癩病の血統」であることを理由に、社会から疎外された悲劇性を読者に強調する表現であったと考えられる。

また「外国」の報道については特にハワイに関する報道が多く、アイヌ人に対する調査(感染者は一人もいなかったと報じられた)が行われるなど、ハンセン病は「発展途上の土人」がかかる病気であるという位置付けがされており、「文明的な日本人」とは対照的な存在として描かれていた。

よって第1区分は、近代化へ向けた世界基準に沿った患者の「隔離」を推し進めようとする政治や行政と、民間における迷信とが混在している時期であった。そして、「文明」によって国内に残存する「野蛮」な存在を淘汰するという方針に転換した時期であったと位置付けることが出来、新聞はその「文明」と「野蛮」の対立構造を報じていたと言えるだろう。

以下ではこの「文明」と「野蛮」の対立構造の変遷を主軸に据え、各時期区分の分析を行いたい。

### 3.2.2. 第2区分(1907～1929年)

表1より、第2区分においては「医療・科学」と「法・行政」、「患者に関連した事件」に関する報道が全体を通し最多で、その他にも「外国」や「一般社会の反応・活動」が多く報じられていることがわかる。

#### 3.2.2.1. 「文明」の象徴 -「医療・科学」、「法・行政」、「外国」-

第2区分における「法・行政」の代名詞とも言える存在は「療養所」の建設であった。1907年に「癩予防ニ関スル件」を公布、1909年に施行されると、全生病院・北部保養院・外島保養院・大島療養所・九州療養所と5つの療養所が開設された。1929年に「癩予防ニ関スル件」の改正や「無ライ県運動」が行われるまでの第2区分は、療養所に関する記事が報道の中心であった。療養所の報道として一つは「費用」に関連した報道が1906年から見られるようになり、「国家補助」という形で各都道府県に負担させることが伝えられた。特に東京を中心にした第一区に関する予算の報道が多く、この地域の読者層の注目を集めていたことが窺える。患者の療養所への収容が開始されると、警視庁による収容の報道も見受けられるようになった。

1921年に「天刑病」の収容が雨のため不成績であった時には残念であると嘆き、収容が進められた際には警視庁を「大活躍」だとその功績を称賛した(1921-9-24)。また、一般の患者だけでなく有資産者の患者についても隔離を行うべきであるという警視庁の調査結果も伝えられており、隔離政策に対して警視庁が一定の影響力を持っていたことがわかる。

1922年に光野慶明医師は、ハンセン病患者になると乞食になるか自殺するしかない現状からの救済を主張し、他国の事例から草津に自由療養地を作ることを提唱する記事を寄稿した(1922-4-7,8)。

一方「医療・科学」における代名詞的存在は医師の光田健輔氏であった。1909年には「癩問題の今昔」という記事を5回にわたって寄稿し、1922年の報道では全生病院の院長に就任していた光田氏を「癩病の神様」と称賛している。光田氏に関しては日本のハンセン病研究界における代表者として、光田氏による主張は「科学的知見」に基づく事実を伝えているという論調が目立った。

「外国」からの支援としては引き続きハンナ・リデル氏が注目を集める存在であった。1915年に篤志家から、第一次世界大戦の影響で経営困難に陥っていた回春病院に対して寄付を受けたことや皇后陛下から下賜があったことが報道され、1927年にはリデル氏が故国に別れを告げるために一時帰国したことも報道されていた(1927-2-4)。

### 3.2.2.2. 「野蛮」の象徴 -「患者に関連する事件」、「一般の反応・活動」-

「患者に関連する事件」として患者による殺人事件や詐欺事件、病院脱走事件などの報道が目立つようになった。そこでは「天刑病」や「悪疾」の表現が用いられ、ハンセン病患者に対する負のイメージを助長させる傾向が見られた。また患者の悲劇に関しては、「家族」丸ごと不幸になってしまう物語が多かった。

「一般の反応・活動」としては東京市目黒村の住民による反対運動が挙げられる。1907年に療養所の設置場所や予算などの計画が進むと、それに対する反対運動が生じた。特に1908年の報道の中心は目黒村民による慰廃園の立ち退きを要請する反対運動であった。やがて南多摩郡が療養所を歓迎する旨の報道が出ると、目黒村への設置は挫折して東村山に療養所が作られる方針が固まった。目黒村の反対運動についてはその後も裁判の経緯も度々報じられていることから、人々の関心が高かったことが窺える。

また、海外からの観光客をガイドしている女性が寄稿した記事には、療養所に収容されずに浅草寺周辺で乞食をしている患者が観光の邪魔である、という意見が寄せられていた(1929-3-17)。

### 3.2.2.3. 第2区分における「文法」

第2区分は「法・行政」が「隔離」の方針を固め、積極的に環境整備を進めていた時期であった。その根拠となったのは光田氏を中心とした「医療・科学」による知見であった。特に光田氏を中心とした「隔離」の必要性や「救ライ」の必要性はハンセン病対策における常識になった。

有識者による認識や、患者の悲劇を報道する新聞の報道を踏まえると「癩患者の悲劇」を繰り返さない為にハンセン病の「撲滅」の重要視され、30年以降の「無ライ運動」や「救ライ運動」に影響したと確認できる。つまり「医療・科学」は「法・行政」の方向性を定める役割を果たしたと言えるだろう。また、「外国」についてはハワイやフィリピンに関する記事は第1区分に比べて減少し、一方でリデル氏を中心とした国内における患者の支援を行う「外国人」を報じる記事が多かった。これは「近代国家」である欧米諸国に目を向け、「療養」を行うことを重視し始めた傾向が現れていると考えることができる。

一方で療養所に対する一般社会の反応としては、目黒村の反対運動が報道の中心になっていた。これは感染症であるという「正しい知識」によって、民間には療養所が近隣に設置されることへの不安や、ハンセン病患者に対する嫌悪感が広がっていたことが推察される。また、前述のガイドの女性の記事から、世界で常識とされている患者の収容が完全に行われていないという事実は近代国家としての恥であると窺えた。

第2区分における「文明」の象徴は療養所と科学的知見であり、一方で「野蛮」の象徴とは発展途上国の患者から「国内の患者」に変遷したと言える。よって第1区分で軸に据えた「文明」と「野蛮」の対立構造は維持されており、「野蛮」を検挙して収容することを「文明」の勝利として強調する新聞の「文法」は、国内の患者の「野蛮」という側面を強めていった。

### 3.2.3. 第3区分(1930～1945年)

表1より、第3区分では「皇族」に関する報道が著しく増加し、「医療・科学」、「法・行政」、「外国」に関する報道が継続して行われていることが分かる。さらに前後の区分と比較すると「患者に関連する事件」は減り「患者の陳情や活動」が増えている。また「大衆作品」に言及した記事も見受けられるようになった。

#### 3.2.3.1. 「医療・科学」、「法・行政」

内務省や光田氏らがハンセン病の根絶を目指し、患者の「絶対隔離」の方針を定めた、いわゆる「無ライ運動」の時期であった。1931年に「癩予防ニ関スル件」の改正案が提出され、これが可決されると法律名称も「癩予防法」となり「絶対隔離」の方針が固められた。新聞報道では法案が議会を通過し成立したことは報道されているものの、内容まで詳細に報じる記事はなく、読者も報道もこの法改正の詳細にまで深い関心を持っていたとは言い難いだろう。

その後1937年に内務省は「癩根絶計画」の確立を押し進めることを訓示した。しかし同年の記事には結核やハンセン病などの衛生関係への社会施設費に対する疑問が記載されており、特に農村方面において経済の悪化が進んでいたこの時期に、「社会施設」としての療養所は「社会性において希薄」であり、大衆の利益にはならないとの批判があったことが分かる(1937-1-5)。戦時下における生活の困窮を目の当たりにしている民衆の目には、ハンセン病患者のために予算を割くことは否定的に映っていた。

1939年には「民族優生制度案」が議会に提出され、翌年には「国民優生法」が成立した。そ



ここではハンセン病について別途記載されることとされ「癩予防法」に断種を明記される改正が目指された。しかし、1940年の議会において政府は成立を諦め、未了のまま同年度の議会が終了したと報道されている。「民族優生制度案」については1939年に詳細を示した記事が掲載されており、「断種法」であるとした上で、男性であれば10分、女性であれば30分程度で終了する簡単な手術であると説明された。さらにハンセン病については遺伝ではなく伝染病であるが、乳幼児への感染が問題であるとして対象とされることになった。また記事の最後には「民族優生」という法律の名称と費用が全て国庫負担であることについて触れ、これは「崇高な国家の目的」から出発したためだとしている(1939-10-6)。結果として「癩予防法」に断種が明記されることはなかったが、「国民優生法」における例外規定として見做され、断種手術は行われることになった。1936年に警視庁が畜犬の経験を鑑みて人間にも「断種法」を施すことを建言したという報道(1936-6-21)がされた際には、強制的な手術における問題などに触れていたが、1939年の「国民優生法」に関する報道では対象者の人権については言及せず、「崇高な国家の目的」に賛同を示し、国家の懐の深さばかりが強調されていた。

### 3.2.3.2. 「皇族」、「外国」

強制収容や「断種」が進められる一方で、新聞は貞明皇后(皇太后)による下賜を盛んに報道し、1930年から1945年に至るまで皇太后に関する記事は毎年報道された。具体的には以下の通りであった。

1930年に皇太后陛下の下賜金によって癩予防協会の設立の準備が始まり10ヶ年計画で下賜を行うことが決められ(1930-8-24)、翌年1931年には同協会が発足し療養所の建設と予防の運動に着手するという目的が報じられた(1931-1-15)。1932年には皇太后陛下に倣って宮内庁も寄付を行うこととなり(1932-4-12)、皇太后陛下が「癩患者を慰めて」と題した歌を療養所へ送ると、その内容と山本内相の謝辞が掲載された(1932-12-25)。これ以降、天皇制とハンセン病の関係性において短歌は大きな役割を果たしていった。続いて1933年には日本本土に留まらず植民地の財団朝鮮癩予防協会に対する下賜を行った(1933-2-27)。同年には全生病院で記念碑が除幕されて患者が皇太后への感謝を示し、10ヶ年計画の下賜が内地と植民地に対して行われた(1933-11-11)。1935年には療養所会議出席者から直接報告を受け療養所の視察に訪れるなど、ハンセン病に対して積極的に活動し、1936年には北部保養院で完治した青年二人が軍隊に入隊した感動話を伝えた(1936-9-7)。1938年には癩予防事業の道に進んだ医学生に対して皇太后陛下が「御言葉」を送り、療養所の報告を受け、例年通り下賜が行われた(1938-11-11)。1939年には療養所職員の戦死に対して金一封の下賜が行われ、引き続き救癩事業に下賜を行なったことも報じられた(1939-6-25)。1940年には各療養所に公孫樹の苗が送られ、4つの療養所や沖縄の視察をした。また救癩事業団体への下賜に関連して、救癩事業の現状が紹介され、「無癩府県運動」という言葉が使用された(1940-11-13)。そこでは埼玉県や熊本県の動向を紹介し、各府県民による協力によって事業が成功したことが書か

れていた。1941年には再び各療養所に苗木と例年の下賜が行われ、1942年には私立療養所の火事や朝鮮・台湾に下賜が実施された。1943年にはらい予防協会による表彰や下賜が立て続けに報じられる一方、皇太后陛下が気にかけている救癩事業に対して、根絶がいまだに達成されないことを「文化日本にとりて一国辱」であるとされた(1943-11-12)。

また、「外国」に関する新聞の報道は主に欧米諸国の医者の入出国や活動を報じるものとその死を報じるものであった。また、療養所や治療についてハワイと比較をしたり、ドイツの取り組みを紹介したりするなど、日本の「隔離」の取り組みを他国と比較していた。

### 3.2.3.3. 「患者の陳情・活動」、「大衆作品」

「患者の陳情・活動」に関する報道は、主に1936年に生じた愛生園と回春病院で患者が待遇改善を求めて起こしたデモに関連したものであった。上述のように療養所には皇太后陛下による下賜が度重なり、全生病院の記念碑や愛生園の「恵の鐘」など感謝の心が報じられるなど、いかにも療養所が恩恵を受けた有難い施設であるように報道された。しかしデモや患者の脱走事件などからも療養所の環境は決して万全ではなかったと言えるだろう。

さらに、そういった療養所の実情は小説を通して一般認識に繋がっていたことが紙面上から窺える。1936年には北条民雄の『癩院受胎』に対する書評が2件掲載され、1つは作家であり療養所に入所する患者であった北条民雄の肉体から切り離された精神的な美しさを称賛し(1936-10-1)、もう1つは本書を読んではいないというが、北条の思想的な内容が宗教じみている否定的な内容であった(1936-11-2)。あくまで両方とも書評であるためハンセン病そのものに対する言及は多くなく、感想も区々であったが、北条民雄の作品は新聞では報じることのない療養所の姿を一般に広める一定の影響を持っていたと言えるだろう。さらに1938年には『いのちの初夜』がドイツで翻訳されるなど、その作品の価値と日本文学の優秀さを主張する記事が見られた。

また、1939年には小川正子著『小島の春』が盛んに紹介された。同年にはラジオで物語としての放送や、翌年には映画化されるなど注目を集めていたことが確認できる。小林秀雄氏による書評では、療養所の医者であった筆者の旅行記である本作を「最も感銘深い」作品であったとして、作者の温かい取り組みを称賛し「世間に読まれることを切望する」と評している(1939-1-11)。一方で平井恒子氏による書評では同作の英訳が出版されることが決まったことに触れ、患者が完全に収容されていない他国より遅れをとった日本の現状が、作品を通して「外国人にどんな印象を与えるか」を危惧し、自身も気味が悪いと感じたと率直な意見を述べることで人道的な価値と天秤にかけている(1939-3-29)。

### 3.2.3.4. 第3区分における新聞の「文法」

皇太后の下賜は患者に対する「寛大な思召」であると療養所への収容を正当化した。そして国家による予算の負担は民族優生も「崇高な国家の目的」として正当化した。このように「強制隔離」の方針を押し進め、時に回復者が現れ、彼らが戦士になると皇太后による取り組みが戦

争という側面においても成果を出していること、それを皇太后が非常に喜んでいことが伝えられた。第2区分において確立した「野蛮」な患者という存在の収容という取り組みは、「文明国家」の象徴である「天皇」の支援により、背中を押される形となった。

一方で「野蛮」として社会から阻害された患者たちの環境は劣悪なものであった。療養所内ではデモや脱走が度々生じ、それは新聞を通して人々に伝えられた。しかしその報道は感染の恐れがある患者が脱走したという一般市民の危機意識を高める役割は果たしていたが、患者たちの陳情を社会に広める役割を果たしていたとは言えないだろう。そういった「現場の声」を届けていたのは新聞報道ではなく「大衆作品」であった。療養所を舞台にした北条民雄の作品は療養所の生活を、『小島の春』はハンセン病患者の治療に励む療養所職員の姿を世間に広めた。「大衆作品」を通じた療養所やその職員に対する認識が広まっていたことは新聞報道で「救ライ」の必要性の根拠として引用されていることから窺い知ることができる。北条の作品に対する感想が二分化しているのに対して、『小島の春』に対する感想の多くは癩患者の療養に従事する職員の情動的側面への敬意であった。平井氏が外国語翻訳を危惧し、患者に対する嫌悪感を示していたように、「大衆作品」は必ずしもハンセン病患者に対する理解を促したとは言えない。しかしこれらの書籍が新聞では報じられない療養所の状況を世間に広めたことは事実であり、国家が戦争に突き進んでいく現状とは対照的に、ハンセン病患者に従事する「情動的」な人々への賛同を呼び、「救ライ」への理解を広める役割を新聞以上に担ったと言えるだろう。

第3区分における「文法」は「天皇」という「文明」の象徴を中心にしたものであった。患者は依然として「野蛮」な存在として収容すべき存在であり、病気そのものは「文明」が打ち勝つべき対象であった。天皇制は療養所に下賜を行うことで収容を正当化する役割を果たし、それに便乗するような形で「法・行政」は「無ライ県運動」や「民族優生」を強化した。「野蛮」な存在である患者の陳情は一つの事件として扱われる程度で、新聞を通して患者たちの声が一般社会に広まることはなかった。そうした声を届けたのは「大衆作品」であり、療養所職員に対する理解を得ることに繋がった。

このように第3区分においても「文明」と「野蛮」の対立構造は維持されている。そして唯一の「野蛮」な存在である患者に対して、「天皇」を筆頭に「国家」や「国民」といった「文明的」な存在が手を差し伸べるという形で強制収容や民族優生は正当化されていったと言えるだろう。

#### 3.2.4. 第4区分(1946～1962年)

この時期の重要点は治療薬プロミンの登場である。しかし表1より、第4区分は他の時期区分と比べ、報道数は少ない。これは戦後の混乱の中で新聞の発行ページ数が減少していたことが関係していると考えられる。

#### 3.2.4.1. 「医療・科学」

1943年にアメリカでプロミンが承認されたことでハンセン病は化学治療によって治癒が可能な病気になったが、日本における化学治療の開始は戦争により遅れていた。日本では1947年に開始され、第20回日本癩学会で報告されたが新聞上での報道はなかった。新聞が初めてプロミンに言及したのは1951年であり、「プロミンの有効性が「最近」証明され早期の治療によって効果が期待できる」ことは既知の事実とされていた(1951-10-20)。また、同記事ではアメリカにおいて「ライ」という言葉が恐怖を煽るとして「ハンセン氏病」と呼称する流れがあると紹介した。新聞は治療可能な病気になったということ認識した上で、病名の呼称についてアメリカの方針を意識していたことがわかる。

その後、インドに対して1952年に身延山ライ医療施設深敬病院が新薬を提供し(1952-9-29)、1953年に政府を通して国産の新薬が送られたことが伝えられた(1953-2-7)。

#### 3.2.4.2. 「法・行政」

1947年に栗生楽泉園で人権蹂躪問題や職員の不正などを巡って患者が厚生省に待遇改善や加害者の処罰、経緯の公表等を要求する事件が起こった。国会では不正が事実であると答弁され、同時に患者の衣類が消毒されずに闇市へ流出していることも問題視された(1947-9-27)。また、戦争の混乱で「無らい県運動」は一時滞っていたが、1949年には警視庁が街中を歩き回る患者を放置していることが報道され(1949-6-9)、強制隔離の意識が復活したことが窺える。

1953年に「らい予防法」の制定を巡り、「らい予防法」は基本的人権を無視していると社会党左派は主張したと報じられた(1953-7-4)。しかしその後の議会に関しては触れず、無事に可決されたと報じるに留まっていた(1953-8-2)。また、「らい予防法」が可決された翌年と翌々年にハンセン病に関わる報道はなく、「らい予防法」の成立と共にハンセン病への興味は失われたと考えられる。

#### 3.2.4.3. 「患者に関連する事件」

1947年には東北新生園で患者が集団で逃走したという事件が報じられた(1947-9-14)。また、1953年の「らい予防法」の制定に対して患者たちが国会前や厚生省前で反対運動が行うと、新聞はこれを盛大に取り扱ったが、反対した内容の詳細については触れることはなかった。

熊本県菊池郡で発生した菊池恵楓園に入所勧告を受けていた男性が、殺人事件の容疑で逮捕された「菊池事件」に対して、全国1千人の患者たちは「公正な裁判を」と署名を集め、ハンセン病患者であることが理由で裁判が十分な手続きが取られなかった不当な判決であると主張した。新聞はページの3分の1程度を使用してこの事件を大々的に取り上げた(1956-4-11)。さらに同頁に判事目線において裁判は正当であったとする主張を掲載し、二日後には弁護士目線で裁判は不当であったという反論も取り上げるなど、新聞は比較的中立な立場をとっていた。しかし翌年上告が棄却され、原告の死刑が確定するとその注目は薄れていき、夕刊

には3段階程度で裁判の経緯を説明し死刑の確定を伝えるのみであった。

#### 3.2.4.4. 「外国」

占領下で外交が制限されていた日本において、外国に関係する話題は主に韓国とアメリカ、フランスに関するものであった。韓国に関しては、1946年にGHQの命令によって朝鮮人癩患者の帰国が禁止された。1951年になると朝鮮からのハンセン病患者の流入が問題となり、1958年にはこの患者流入問題に対し、厚生省が日韓会談を通じて解決を申し入れるべきであると報告したことが報じられた(1958-7-8)。流入問題は当時の韓国が朝鮮戦争などによる不安定な政情下であり、設備の整った療養所を持たなかったことが原因であり、日本の療養所に辿り着けば化学治療を受けて完治できるという期待があったと推測される。しかし日本は患者の流入を快く思わず、患者を厄介者扱いした為、彼らには在日韓国人でハンセン病患者であるという二重の烙印が押された。

1951年には神山復生園再建のための日米共同で募金バザーが開催された。そこで、同園ドロレス院長は「ハンセン病が伝染病であり伝染力が弱いことを一般の人々にも理解してもらいたい」と述べている。翌年1952年にはらい研究団体であるレオナルド・ウッド財団が長島愛生園と邑久光明園を研究所に指定したことが報じられ(1952-1-14)、化学治療の研究がアメリカ財団の資金によって行われていたことがわかる。

また、日仏文化交流として「救ライ資金募集音楽会」が開催されるなど、連合国側と「救ライ」を通じて関係を構築していた側面も窺える。

#### 3.2.4.5. 第4区分における新聞の「文法」

可治の病気になったことで、1953年にマドリッドで開催された第6回国際らい学会ではこれまでの法や規則の改正をするように勧告がされた。しかし同年に日本では「らい予防法」が制定されて「隔離」の方針が固められ、入所者の対処規定が明記されなかった。つまり、未だに患者たちは社会にとっての「野蛮」な存在であったと考えることができる。社会からの隔離に成功し、目に見える範囲に患者がいなくなったことで解決と考えられた日本では、他国に合わせた法改正が実現することはなかった。

また、「外国」との関係性においては朝鮮からのハンセン病患者の流入を特に問題視する一方で、アメリカやフランスなどの連合国側との交流は重要視されていた。「文明的」な国々で行う共同バザーやチャリティコンサートは、「野蛮」な存在である患者たちに手を差し伸べる美しい活動として取り上げられた。しかし韓国からのハンセン病患者流入問題に対して、政府を通して抑制を要求するなど、「野蛮」な存在を社会に混入させることを防ぐ「断絶」の姿勢が取られた。

治療薬の登場によって本来であれば療養所は一方通行の収容所ではなくなるはずであった。しかし、日本では「らい予防法」によって隔離の方針が継続されることになった。弱者を救済するほど余裕のなかった戦後日本にとって、ハンセン病患者や韓国からの流入問題は「隔離」や

「断絶」によって解決するほかなかったと考えられる。そして「野蛮」な存在として恐れられていた患者たちはその印象を残したまま、街から姿を消すこととなった。ハンセン病患者の反対運動について要求の詳細は報道されず、本人たちに取材をした様子も見られない。

一方で新薬の登場によってインドに新薬を支援するなど自国の文明を誇示する報道も見られることから、この時期は隔離政策という従来の「文明」と欧米諸国から入った新たな「文明」が入り混じった過渡期であったと、位置付けることができる。そして新聞の「文法」は変わらず「文明」と「野蛮」の対立構造が用いられ、療養所の「野蛮」な患者を隔離し韓国からの「野蛮」な流入を断絶することで解決されると考えられていた。

### 3.2.5. 第5区分(1963～1972年)

表1より、第5区分は特に「外国」と「大衆作品」に関連する記事の増加と「患者に関連する事件」の報道が0になったことが特徴的である。さらに1972年の沖縄返還に関連した「法・行政」の記事が多く見られた。

#### 3.2.5.1. 「外国」

「外国」の記事の中で注目を集めたのは「インド救ライ」活動についてであった。戦後復興を遂げて高度経済成長期に入った日本にとって、海外支援を行うことは日本人の「経済動物」以外の側面を強調する上で重要であったと言える。1963年にインドで救ライセンター建設を皮切りに、インドを中心としたアジア圏における日本人の救ライ活動がしきりに取り上げられた。インドの救ライセンター建設は、当時インドの首相で1964年に亡くなったネール氏が「ライを解決したアジアでただ一つの国、日本の技術を、どうかインドのために生かしてください」(1965-4-6)と駐印大使であった那須皓氏に伝えた「約束」を果たすという意味合いがあった。この「インド救ライセンター」は日本の民間からの寄付によって進められていることが強調され、特に医師の宮崎松記氏の活動が関心を得ていた。宮崎氏はもともと回春病院からハンセン病に興味を持った人物で、日本がハンセン病を克服できたのは外国人による支援によるものであり、「今度はわれわれが東南アジアに献身する番」という姿勢で活動を行っていた(1965-4-6)。新聞はインドに骨を埋める覚悟で「救ライ」に取り組む宮崎氏を「日本のシュバイツァー」として称賛し、1966年に第1回の内閣総理大臣賞を受賞すると、朝刊の1面に掲載した(1966-6-24)。翌年1967年にインド救ライセンターが開所すると、インドのコタリ博士の言葉を引用し、インド・センターは「新しいタジ・マハール」で、「日本人の人類愛」の象徴であるとされた(1967-1-31)。1968年、政府援助なしに民間の寄付だけで運営していた救ライセンターは資金面で苦悩していた。外国から寄付の話もあったが、宮崎博士は「日本の面目が立たない」として自力の活動に拘る姿が掲載されると(1968-1-22)、8日後にはこの報道により寄付が寄せられたと追加で報じられた(1968-1-30)。同年に宮崎氏が一時帰国して首相に協力を要請し、その後タイで三ヶ月間活動をしたことがある斎藤俊医師がインド救らいセンターで働くことになった。斎藤氏はタ

いで、戦争の被害や経済利益ばかり追求する日本人に対する評判が悪いことを痛感し、本活動に参加することを決意したと語った(1968-6-21)。1969年には宮崎氏の活動が「経済動物は返上」という言葉で紹介された(1968-1969-3-29)。1972年に日本航空ニューデリー墜落事故で宮崎氏が亡くなると、その訃報はライ菌発見100周年と並んで伝えられた(1972-6-15)が、その後のインドに関連した報道は激減した。そして1976年に救ライセンターのインド移管についても報道されず、1977年に移管後の状況を一度伝えただけであった(1977-3-20)。

新聞における「インド救ライ」とは「日本人の人類愛」の象徴であった。報道ではセンターの着工や開所、資金不足、宮崎氏の帰国、新たな人員、宮崎氏の訃報は報じられたが、日々の活動に関する報道は少なかったと言える。宮崎氏は新聞に「日本のシュバイツァー」とヒューマニズムを強調され、高度成長を遂げた日本の後ろめたさを解消する望みを一身に背負っていた。そして彼の訃報と共に救ライセンターはインドへ移管され、報道は減少していった。

### 3.2.5.2. 「医療・科学」、「法・行政」

1958年、新聞はらい菌の培養が成功すればノーベル賞の受賞が期待できると報じていた(1958-11-11)。1968年に国立予防衛生所の室橋氏がこれに世界で初めて成功したことを発表すると、新聞は十年前の報道したことからも大々的にこれを取り上げた(1968-8-8)。現在でも人工培地におけるらい菌の培養は成功していない為この報道は結果早とちりであったが、新聞上ではその訂正はなく、1974年にアルマジロで培養に成功したことがサイエンス誌に掲載されると「世界初」であることが再び報じられた(1974-3-21)。現在でも困難ならい菌の培養は研究の最先端であり、「医療・科学」というカテゴリにおいて日本が他国に先んじて成功することは、非常に名誉なことであると捉えられていたとわかる。

このように治療薬も登場し、ハンセン病の研究が進められると、療養所からの「社会復帰」が現実味を帯びるようになった。まず1964年に鳥取県が初めて患者4人の郷土訪問を実現させると、新聞は訪問した患者たちや企画者の加倉井駿一氏の声を掲載し、この取り組みは従来のタブーを打ち破り、完治した人々に社会復帰の希望を持たせ世間の認識を改める活動になるとされた(1964-11-5,7)。この活動は他県にも波及し、翌年には奈良県で里帰りが実現した。しかし活動における鳥取県の報道(1964-11-5)では4人の患者たちが「もう少し人数を招待して欲しかった」と述べていたのに対して、奈良県の報道(1965-3-6)では鳥取県の取り組みに言及する際に「昨年は鳥取県が多数の無菌者の里帰りを受け入れた例があった」とした。これにより鳥取県の活動が1年越しにさらに美化されて報道されていることは否めない。

また、沖縄の本土返還の機運が高まり、1972年に正式に沖縄返還が実現したこの時期において、沖縄のハンセン病患者の多さは一つの問題であった。1967年に沖縄の離島調査によって中学生を中心とした47人の感染が確認され、人口1万人に対する患者数は本土の10倍以上であったが、いずれも軽症であるため2年程度の入院治療で治るとされていた(1967-6-16)。3ヶ月後には琉球政府に対して本土政府が支援を行い対策にテコ入れすると報じられた(1967-9-12)。しかし沖縄のハンセン病対策は改善しておらず、沖縄返還が決定した後の1971

年の報道では政府に対して本土復帰前の対策を講じるように求めている(1971-3-12)。同年末には「帰ってくる沖縄」(1971-12-16)として沖縄の現状を紹介し、そこでは貧しい上にハンセン病が非常に多く、対策も講じられていない状況や、感染が判明すると本土への就職を諦めなければいけない状況が伝えられていた。また、復帰が実現した1972年には「復帰は期待外れだった」というハンセン病療養所自治会長の声を取り上げられ、ハンセン病対策においても「本土なみ」への期待が裏切られたことが報道された(1972-4-24)。

### 3.2.5.3. 「一般社会による取り組み」、「大衆作品」

ハンセン病に対する世間の認識を改め、患者の社会復帰を実現しようとする「一般社会」による活動が少しずつ報じられるようになった。1965年には厚生省と藤楓協会によって「らい(ハンセン氏病)を正しく理解する運動」が開始され、高松宮を迎えて貞明皇后の徳を称える会や回復者の社会復帰への理解を広めるPR活動が行われた。社会の認識を改めなければいけないという問題意識は同年に掲載された小川正子氏の記事(1965-6-21)により確認できる。それは、若者については患者の収容が進んだため病気そのものを知らないという現象が生じ、一方の大人は未だに「遺伝病」という勘違いから患者家族の結婚問題などが生じていることを指摘している記事であり、「ライを正しく理解する週間」と絡めて「偏見」をなくすように啓発を行なっている。また1971年の記事では、ハンセン病患者の孫と結婚することについて親から反対されているという旨の結婚相談が寄せられ、日本ライ協会の理事長が「心配はない」という回答をしていることからハンセン病患者の家族に対する偏見が存在していたことと、その偏見の解消に取り組んでいたことがわかる(1971-1-10)。

具体的な取り組みとしては、1967年に大学生がハンセン氏病の社会復帰センター「むすびの家」を完成させて就職の斡旋や結婚相談などに取り組もうとしている姿(1967-7-29)や、同年藤楓協会によって「貞明皇后をしのぶ療養作品展示会」の様子が報じられた(1967-6-26)。

1972年にはNHKによるドキュメンタリー番組『人間列島 ある結婚』の放送が問題となった(1972-2-19)。これは一人のハンセン病患者が「これまで隠して暮らしてきたことがバレてしまう」と訴えたためであり、番組の放送中止が検討されることになったが、番組主人公の伊波さんは「まともにとりあげられないことの方が残酷だ」と放送を求めた(1972-2-19)。結果的に本番組は抗議のあった問題部分を削除して放送されることとなったが、世間の「偏見」と戦う患者たちの間にも「社会復帰」に対して不安と希望の二面性が存在していたことが窺える。

### 3.2.5.4. 第5区分における「文法」

第5区分では「患者に関連した事件」が報道されていなかったことが特徴的である。これは「文明」によって「野蛮」な存在である国内患者の収容がほぼ完遂されたことで、国内におけるハンセン病患者の存在感が薄れていたことの現れであると言える。しかし依然として「文明」と「野蛮」の対立構造は維持され続けていた。一つはインドという「野蛮」な発展途上国に対する日本という「文明的」な支援に現れる。ここには経済発展を遂げた日本という存在が他国から



経済利益ばかりを追い求める「野蛮」な存在であるとの印象を否む感情が存在していたと思われる。つまりこの時期の日本は「文明的」な国としてあるべき姿を模索していたといえる。

「医療・科学」においてらい菌の培養成功は「文明的」な日本という存在を新聞が描く上で、非常に大きな出来事として捉えられた。しかし沖縄に対する取り組みは、「海外」や「医療・科学」の取り組みとは対象的であったと言える。「ライを解決したアジアでただ一つの国」である日本にとって、沖縄という「野蛮」な存在が国内に加わることは相応しくなかった。調査によって、島内にハンセン病患者が多数存在することが発覚すると、患者たちは二重の意味で「野蛮」を背負うことになり、本島との繋がりは断絶された。それは国内であり外国であるという扱いを受けていた沖縄に対する複雑な認識も影響していただろう。国際社会への復帰と、高度経済成長を遂げた日本によるインド救ライ事業のような海外支援は「人類愛」の象徴として強調される一方で、沖縄の貧困やハンセン病問題に対しての積極的な取り組みは少なかった。本土復帰前後、ハンセン病問題に関して沖縄は発展途上の「野蛮」な厄介者扱いをされていたと言えるだろう。

また、国内のハンセン病に関連する話題は収容ではなく、いかに「社会復帰」をさせるかという問題に移行した。その社会の認識を培ったのは新聞報道であり、テレビ番組を中心とした「大衆作品」であったと言える。新聞報道では度々患者の社会復帰の取り組みや、有識者による主張を掲載するなど様々な取り組みが行われた。一方、テレビドラマ・映画などの物語やドキュメンタリー番組などの「大衆作品」は、ハンセン病患者の苦しみを一般社会に伝える役割を果たした。「偏見」をなくし、「差別」をしないという社会の姿こそが「文明的」態度であり、それを行う社会は「野蛮」な存在であるという意識が芽生え始めたといえることができる。

1970年代に突入する第5区分においても「野蛮」な発展途上国に対して、経済発展を遂げた「文明的」な日本が支援を行う対立構造の「文法」が確認できた。しかしそれは、沖縄や療養所内の患者たちを排除した上に成り立つ「文明的」な国家の姿であったと言える。また、国内において患者の社会復帰を目指す上では、「差別」や「偏見」といった間違った考えを持つ人間は「野蛮」であり、正しい知識に基づいて差別をせず偏見をもたない態度こそが「文明的」であるという「文法」を利用することで、社会復帰が主張され始めたといえることができるだろう。

### 3.2.6. 第6区分(1973～1989年)

「らい予防法」の廃止に向けた準備期間と位置付けることができる。特に第5区分と比較すると特に「患者による陳情・活動」、「一般社会の反応・活動」が増加していると言える。

#### 3.2.6.1. 「医療・科学」、「法・行政」

1974年にアルマジロによってらい菌の培養が実現され、1980年にハンセン病はらい菌の発病率が低いことが判明したと報じられた(1980-5-14)。また丸山千里氏がハンセン病患者にがん患者が少ないことに着目して作成した丸山ワクチンの話題が1981年と1884年に取り上げられた(1981-10-20, 1984-11-24)。ハンセン病の隔離政策への反省から精神病やエイズ患者に対する政策と対比を行った記事も見られるようになった。「医療・科学」の進展は、動物を使用

したらい菌の培養で可能になったが、1968年に日本でらい菌の培養が成功した時より報道が少ない上に、一段と「丸山ワクチン」が大きく扱われていたと言える。

「法・行政」においては、1981年に予算が確保され、1985年に着工された「邑久長島大橋」が話題の中心であった。この橋は「人間としての存在を回復するため」に患者の要求が実現したもので(1981-12-26)、着工と完成、開通を報じて自由な社会交流が期待された。また、1986年には赤字施設となっていた国立療養所の統合や地方移管が行われることが報じられた(1986-1-10)。「法・行政」については大橋の建設に予算をつける一方、赤字化している療養所の再編を行うなど「収容」の後処理が進められたと言える。

### 3.2.6.2. 「患者陳情・活動」

1973年に全国ハンセン病連絡競技会が結成された。これは療養所のある全国十二の市町が(1)施設の充実、(2)医療、看護の整備、(3)療養所のある自治体への財政援助などを国へ働きかけることを目的として結成した組織である(1973-7-20)。前年の1972年には療養所内の医師の高齢化が生じていることや、全患協が療養所の職員を減らさないように厚生省に求めたことなどが報じられており(1972-7-4)、療養所内の高齢化をはじめとする生活環境が問題となっていたことがわかる。1979年には「隔離で偏見だけ温存」という題名でハンセン病問題が未だに解決していないことを強調した記事が掲載され、「らい予防法」と「優生保護法」の問題点を挙げつつも、療養所内の高齢化でその改正を求める運動が後回しにされている現状が伝えられ、差別意識の改善が必要であると主張した(1979-4-12)。

社会復帰を実現したという事例で1978年に完治後に障がい者支援を行っていた鈴木重雄さんの社会復帰を「奇跡の社会復帰」と紹介するが(1978-3-14)、翌年には突然の自殺が報じられた(1979-2-2)。自殺の理由は記載されずハンセン病に関わっているかは不明であるが、いずれにしても鈴木さんの自殺はこの時代における「社会復帰」の難しさを物語っていると言えるだろう。

1981年には子供二人がハンセン病に感染したと思い込んだ母親が子供を殺害し一家心中を図った事件が報道された(1981-11-11)。この事件はハンセン病に対する「迷信」が引き起こした事件であったといえ、同紙面ではこの事件に対して遺伝病や子宮内感染を否定する記事も付け加えられ、ハンセン病に対する正しい情報を伝えるように心がけられていた。また1982年にはSF小説においてハンセン病の差別と偏見を助長する表現があるとして、全患協が抗議したことが報じられた(1982-3-16)。さらに1987年には群馬県ゲートボール協会が他の参加者にハンセン病が感染することを危惧し、栗生楽泉園のゲートボールクラブを協会から追い出した件が報じられ(1987-12-5)、患者に対する偏見が根強く残っていることが明らかになった。このゲートボール協会への再加盟は「らい予防法」が廃止されるまで認められることはなく、高齢者の間でハンセン病に対する強い偏見と拒否感情が存在していたことがわかる。

開通前年の1987年、邑久長島大橋にモニターカメラ付きゲートの建設が始められ、全患協が抗議したと伝えられた(1987-12-21)。社会とのつながりを象徴した橋にゲートを設置すること

から、「強制隔離」という考えの残存が窺える。

政党の動静を報じる記事では1984年に共産党が全患協と会談し、1986年、89年には社民連がハンセン病対策議員懇談会合を開き、1986年、87年、89年は全患協をはじめとした患者団体との会話を繰り返していたことから、患者団体が政治家への働きかけを定期的に行っていたとわかる。

### 3.2.6.3. 「一般社会による取り組み」

このように社会にはハンセン病に対する差別や偏見が残り、療養所の外で生活をする「社会復帰」は非常に難しい問題であった。そこで、ハンセン病に対する差別や偏見を無くし、社会とのつながりを作る取り組みが療養所内外から行われるようになった。

療養所外からの取り組みとしては、主に療養所を訪ねて入所者との交流することであった。1975年に皇太子夫妻が初めて沖縄で一夜を過ごした際には沖縄愛楽園を訪問し、1977年にはこの訪問をきっかけに皇太子夫妻が作詩作曲をした「歌声の響」のテープが同園に送られたと報じられた(1977-6-25)。また、学生参加者を中心とした国内外の療養所を訪問するワークキャンプが開催されるようになると療養所内外の交流が定期的に紙面に載るようになった。これを象徴するように1988年には患者自治会が求めていた「邑久長島大橋」が開通し、地理的に孤立していた長島愛生園と邑久光明園は橋を通じて本島と一つになった。新聞は「愛の架け橋」と呼び、偏見をなくして社会交流を可能にすることが期待した。

また患者が社会に進出する試みも報じられるようになり、1975年には長島愛生園の患者で構成された楽団「青い鳥」が東京で公演を行った(1975-10-28)。報道によるとこの活動は1971年(昭和41年)から大阪や京都で行われていたが、紙面上で取り上げられたのはこれが初めてであった。1981年には多摩全生園の入所者たちで組織された「陶芸を楽しむ会」が作った「全生焼」を披露する陶芸展が東村山市公民館で開かれ、「「町へ出たい」実った陶芸展」と報じた(1981-7-25)。この記事で興味深いのは全生園の紹介が「ハンセン病の後遺症を癒す国立療養所多摩全生園」と書かれていたことである。これは新たな感染者の減少に伴って、療養所の実態がハンセン病を治療する施設ではなく、後遺症を癒す施設に変化していたためであると考えられる。

### 3.2.6.4. 第6区分における「文法」

「法・行政」や「患者による陳情・活動」によると、入所者の高齢化によって療養所が治療を施す病院的な役割から福祉施設と手の役割に移行していたと言える。そして療養所内の医療や福祉を充実させる重要性が増したことで、「らい予防法」は問題視されながらも廃止に向けた活動は後回しにされていた。「野蛮」な存在であった患者たちは、長い収容を経て、療養所からの「社会復帰」を目指すようになった。その際に新聞で問題視されたのは、社会復帰を目指している入所者たちに対して偏見や差別を向ける人々の存在であった。そうした意味で、患者たちは「野蛮」な存在ではなくなり、社会一般と同じ人間であると強く意識され、その象徴とし

て邑久長島大橋という「人間回復の橋」が開通したといえる。もちろん、世間にはハンセン病患者に対する偏見が残っていたが、そうした人々は「社会復帰」を疎外している元凶として非難の対象となった。

つまり第6区分における文法は、「差別」や「偏見」という間違っただけの考えを持つ「野蛮」な態度と、正しい知識に基づいて差別や偏見をもたない「文明的」態度の対立構造であり、それが確立されたと言えるだろう。

### 3.2.7. 第7区分(1990～1996年)

表1より、「外国」、「患者の陳情・活動」、「大衆作品」、「一般社会の反応・活動」、報道数の合計が最多となっている。また、「法・行政」の記事も増加している。

#### 3.2.7.1. 「外国」

「外国」に関する報道は基本的に海外支援に関する報道であった。特にこの時期には中村哲医師とその活動を支援するペシャワール会に関する話題が非常に注目を集めていた。パキスタンでハンセン病を中心に支援を行う中村哲医師は、時々帰国しては活動報告会と同時に寄付を募集しており、新聞はその度に取り上げて中村氏やペシャワール会の活動についても繰り返し紹介していた。この他の活動については、従来からインドへ支援を行ってきた壺阪寺の活動や、フィリピンの支援や海外ワークキャンプが掲載されていた。

#### 3.2.7.2. 「患者の陳情・反応」

患者の活動については主に患者によって組織された団体の活動が取り上げられていた。その一つである全患協の活動として、1990年の報道で「らい予防法」の改正運動に立ち上がったと伝えられた。この記事では日本の政策がWHOの基準に比べて遅れていること、国の啓発が不十分であったことなどを指摘している(1990-11-18)。同年に全患協が大阪大学医学部の学園祭でシンポジウムを行ったことも伝えた(1990-11-2)。1991年には「ハンセン病を正しく理解する週間」に合わせて全患協が厚生省に改正を求める要望書を提出したことが報じられ(1991-4-18)、「らい予防法」を「差別法の最たるもの」として全患協が求めている改正項目を紹介した。1994年に全患協は「らい予防法」の廃止と新法制定要求の方針に切り替えたと報じられた。しかしその報道は誤りであったと訂正され(1994-4-21)。ここから全患協を始め「らい予防法」廃止・改正に関する報道が増えていく。1995年には全患協が「らい予防法」廃止と新法制定を前提にした社会保障を厚生省に要求し、その後日本らい学会が廃止の方向に舵を切った際には全患協は会見を開き、廃止に向けて一歩進んだと報じられた(1995-4-23)。また、フォーラムの開催や厚生省の報告書に対して国の責任への言及が不十分であると抗議したことも報じられた。1996年に「らい予防法」が廃止されると、全患協は「行政の怠慢」として政府のこれまでの態度を批判した(1996-3-28)。以上の通り、全患協は「らい予防法」廃止に向けて一

定の影響力を持ったと言え、新聞はその発信に耳を傾けると同時に、学会の方針転換や廃止などの転換点においてはコメントを求め、患者視点の言葉として報道した。

「らい予防法」の改正をはじめ、政治的要求に力を入れている全患協とは違い、全国ハンセン病友の会の活動は国内外の患者支援や社会の偏見解消に取り組んだ。1992年に差別反対の記念碑として母娘遍路像を四国に建設することを決め(1992-8-15)、1993年に除幕されるが、地元の患者たちから反対されて全生園の高松宮記念ハンセン病資料館に移設が決められたと報じられた(1993-11-28)。その後1994年に多摩全生園で開眼された。移設要求は患者が未だに世間の偏見や差別を恐れている象徴である。

「らい予防法」廃止後は各療養所で式典が開かれて同法の廃止が祝われ、それに対して菅直人厚相が同法の放置を謝罪したことが報じられた。

### 3.2.7.3. 「一般社会の取り組み」、「大衆作品」

社会に残る偏見や差別を解消する取り組みが一般社会の人々によって行われ、新聞にはその報道や告知が多く見られた。それらは非常に様々な人や団体によって行われているため、ここで一つ一つを詳細に取り上げることはしない。しかしそれらは毎年のように行われ、学生を中心に参加を募った国内の療養所との交流会や海外ワークキャンプ、海外支援などの取り組みがあった。またハンセン病問題の理解を深めるワークショップや講座会、展覧会なども開催され、これに関連する記事は全部で107つ掲載されていた。また、「大衆作品」としてはハンセン病を題材にした書籍や映像作品、舞台が毎年のように紹介され、1996年に「らい予防法」廃止が達成されるとその数が増加している。

### 3.2.7.4. 「法・行政」

「法・行政」に関連する記事としては1995年に厚労省が「らい予防法」の廃止を検討し始めたことや毎年行われている「ハンセン病を理解する週間」、さらに「らい予防法」廃止案が国会に提出されて本格的に廃止へ動き出したことが報じられた(1995-12-9))。1996年は廃止に伴った報道が多く、4月1日に同法が廃止されるまでは国会の動向や菅直人厚相による謝罪や鳩山由紀夫氏による謝罪が取り上げられた。さらに廃止後の補償を課題として論じる記事も多く見られ、「らい予防法」廃止後も高齢化した収容者たちが療養所内で生活できる環境を整える必要性が訴えかけられた。また、菅厚相が各療養所で開かれる記念式典に出席し、謝罪して回っていることが報道された。

### 3.2.7.5. 第7区分における「文法」

第7区分はこれまで「らい予防法」によって差別されてきた人々の取り組みが一気に花開いた時期であった。人々の「文明的」な態度が体现された「一般社会による取り組み」は廃止運動に大きく加担した。新聞の報道で一つ一つは決して大きく扱われなかったが、小さな積み重ねは社会の認識を徐々に変え、理解を得ることに成功していった。そうした活動を受けて、

人々はこれまでの「野蛮」な態度を自覚し反省したと言えよう。そして「らい予防法」の廃止によって、入所者も社会の人々も「人間回復」を実感したのである。

新聞は世間の動きとリンクして「らい予防法」の廃止や、廃止後の補償の必要性も訴えた「大衆作品」や「一般に要取り組み」だけでなく、「患者の陳情・活動」の報道も最多となっていることは、新聞が一般社会だけでなく患者の声に耳を傾けよう意識していたことの現れである。つまり第7区分における新聞の「文法」は、「文明的」な正しい理解に基づいた態度が「野蛮」な法律を廃止するという「文明」と「野蛮」の対立構造であり、新聞はこの対立構造において「文明的」であろうと強く意識していたと言えるだろう。

## 4. 結論

### 4.1. 記事数の変遷と内容の相関

グラフ1,2を参照すると、1909年、1930～1940年頃、1953年、1965年、1972年、1996年に報道が増えていることが分かる。これらは本論文で扱った時期区分と一致している。即ち、1909年には「癩予防ニ関スル件」の施行と療養所建設の開始、1930～1940年頃は天皇制が肯定した「無らい県運動」によって一般の人々の間にハンセン病患者を社会から排除するという強い意識が浸透していた時期である。1953年は「らい予防法」の制定によって戦後も「隔離」政策を続ける方針が固められた。1965年は日本がインドを中心に海外支援を盛んに行い、1972年はその終わりを告げる年であった。1996年までは「らい予防法」廃止に、向けた報道が行われ、特に一般社会の取り組みに関する記事が増加した。このように振り返ると、新聞報道は物事の始まりや終わりに関して敏感に反応して報道を行っていると分かる。特に「医療・化学」や「法・行政」という「文明的」な内容が常に報道されてきたと言える。

### 4.2. 新聞の「文法」

ハンセン病報道における新聞メディアの「文法」とは一貫した「文明」と「野蛮」の対立軸であった。その対立は以下の表2に示した変遷を辿った。

表2. 「文明」と「野蛮」の変遷

	文明	野蛮
第1区分	医療、科学、法、行政	ハワイ、患者
第2区分	療養所、科学的知見	患者
第3区分	天皇、療養所	患者
第4区分	アメリカ、治療薬	韓国
第5区分	日本	沖縄、インド
第6区分	理性的な国民	偏見、差別
第7区分	国民の正しい理解	らい予防法

本研究の時期区分では、第3,4区分が、戦前・戦後、治療薬の登場以前・以後の区切り目である。第1区分は明治政府が誕生して間もなく、「文明的」な国家が生まれたばかりの時期であった。そのため国内には浮浪患者も多く、患者たちは「野蛮」なものとして捉えられていた。また、欧米諸国の進んだ「文明」に触れ、対照的なハワイを「野蛮」の象徴として掲げることで同じようにハンセン病患者の多い日本の戒めとしていた。第2区分では「癩予防ニ関スル件」の施行によって、療養所という「文明」に「野蛮」な患者を収容し、社会から隔離する方針が取られることになった。その根拠になったのは光田氏をはじめとした「文明的」な科学的知見であ

った。世界大戦の渦中にあった第3区分では、他国を制服する対外的な態度に伴って国内の治安維持も行われた。そこでは天皇という「文明的」な存在によって、社会に残存する「野蛮」な存在のハンセン病患者を収容所へ「絶対隔離」する強固な方針が正当化された。敗戦後、GHQの占領下に置かれた第4区分では、アメリカを中心とした「文明国」と同じ振る舞いが肯定される一方で、患者の隔離は継続され、流入する「野蛮」な朝鮮人ハンセン病患者を断絶した。やがて経済発展を遂げた第5区分では、自国だけでなく他国の支援を行う人道的活動こそが「文明的」と位置付けられた。しかし、「インド救らい」が活気を帯びる一方で、沖縄返還に伴ったハンセン病患者は「野蛮」な存在として社会から断絶された。第6区分になると療養所は高齢化問題に伴ってハンセン病を治療する施設から後遺症を癒す施設へと変化した。さらに「人間回復の橋」が開通するなど、一般社会との繋がりが生まれ始め、同時に社会におけるハンセン病患者への偏見という大きな壁が報道されるようになった。やがて差別や偏見をもたないことが「文明的」と考えられるようになり、「野蛮」な存在であった患者から、差別や偏見を持ち続ける人間こそが「野蛮」という対立構造へと変化した。その変化は第7区分において重大な原動力となり、これまでの隔離政策の誤りを認めて「正しく理解する」態度こそが「文明的」という認識が高まったことによって「らい予防法」の廃止が実現したと言えるだろう。

#### 4.3. 新聞の限界

新聞は、「文明」と「野蛮」の対象を入れ替えながら「らい予防法」廃止に至るまで報道を行なってきた。患者が「野蛮」な存在でなくなったことについて、論調が変化するきっかけとなったのは「文明」の象徴である治療薬の登場であった。しかし同時に、入所者の社会復帰を阻んだのも同じ「文明」の「らい予防法」であった。「らい予防法」の廃止に至るまでの過程も「文明的」なもの「野蛮」なものとの対立構造は繰り返され、やがてその「野蛮」の矛先は自らに向くことになった。

新聞には社会の認識を反映する側面と社会の認識を育む側面がある。特にハンセン病に関連した報道を見ると、「野蛮」なものに対する報道は社会の認識を反映し、「文明的」な方向に人々を誘導する傾向があると言えるだろう。結果的に「らい予防法」が廃止された時、新聞は患者たちの声を社会に届けたが、それまで患者自身による陳情や活動について深く追求する報道はあまり見られなかった。新聞の主張を受け入れる土壌が育っていない社会では、新聞報道の訴求力には限界がある。一方で「無らい県運動」から「らい予防法」廃止に至るまでの間、「一般社会による取り組み」や「大衆作品」といった一般社会の認識を育むものが世の中に浸透し、その機運が高まった時に新聞は人々を「文明的」な方向へ誘導する効力を発揮した。第7区分において「一般による取り組み」を多く話題にしたのは、こうした理由からだろう。



## 5. 終わりに

本論文ではハンセン病を題材に、新聞の「文法」を明らかにすることを目指した。ハンセン病患者の隔離政策は「ライ予防ニ関スル件」の施行以降、90年間に及んで行われてきた。2001年の「らい予防法」違憲国賠請求訴訟では「遅くとも昭和35年頃(1960年)には、その合理性を支える根拠を全く欠く状況に至っており、その違憲性が明白になっていた」<sup>11</sup>と判断され、国による賠償が命じられた。1960年以降の新聞報道を見てみると、患者の社会復帰に向けた取り組みは、高度経済成長や「インド救らい」に隠れて大きく報じられなかった。これは社会の認識に左右される新聞報道の限界であった。もちろん報道の中には世間に先んじて「らい予防法」の改正や廃止を訴える記事も存在した。さらに海外支援は人道的行為の試みとして大きな意味を持ち、弱者救済という土壌を国内に育んだ為、「文明」ばかりを悪者扱いはできない。しかし、それらは一時の共感を生み出しても、「らい予防法」廃止への継続した訴えではなく、社会の認識を改めることはなかった。「らい予防法」の廃止に一般社会が注目した一つのきっかけとしてエイズの問題もあった。エイズは性行為を介して感染する病気であるという性質から一般に危機意識を持たれ易かった。そして「エイズ予防法」が「らい予防法」の二の舞とならないか、という議論によって「らい予防法」の問題に関心の目が向けられた。一般の認識を変えるものは、如何に「自分事」に結びつけて語られるかということでもあるかもしれない。いずれにしても「らい予防法」を廃止に至らせたのは継続した一般社会の取り組みであったということが出来るだろう。

廃止後には、国賠訴訟や家族訴訟など「らい予防法」による被害の補償が進められている。一方でハンセン病患者の多くは高齢であり、大半が今も療養所で生活をしている。厚生省は「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行し、入所者が「地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備」と「偏見と差別のない社会の実現」<sup>12</sup>をハンセン病問題の解決として位置付けている。確かに、ハンセン病に関する問題解決に重要なことは、患者とその家族らの生活を保証することに相違ない。そして世間がハンセン病に対する偏見をなくさなければならないことは明白である。しかし、新聞を通読して研究を行った私にとって、根本的な解決と位置付けるには不十分である。それはハンセン病問題の根底にある「野蛮」と「文明」という対立構造によるものである。2019年末から生じた「コロナ禍」は現在も私たちの生活を脅かす存在であるが、その対策では経済という「文明」を守りつつ、感染症という「野蛮」な存在と戦うことを余儀なくされている。新型コロナウイルスが国内で確認されると、その感染者に対する偏見に満ちた言葉がネット上に満ち溢れ、一人一人の行動記録が報道された。あの頃の私たちはまさに、少数派の「野蛮」な感染者と大多数の

---

<sup>11</sup> 平成一〇年(ワ)第七六四号、同第一〇〇〇号、同第一二八二号、平成一一年(ワ)第三八三号「らい予防法」違憲国家賠償請求事件

<sup>12</sup> ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)

「文明的」な国民であった。感染症への恐怖を「野蛮人」への恐怖にすり替えることはハンセン病の教訓を得ていないと感じる。本研究が最終的に行き着いたのは隔離政策を続け、少数者の犠牲のもとに成立していた一般社会こそが「野蛮」であることを知った。私たちはこれ以上、少数者の犠牲から目を背けてはいけないのである。

## 6. 謝辞

最後に、日頃より研究会に参加させていただき、卒プロメンターを担当いただいた小熊英二氏には、本研究を進めるにあたって非常に様々な示唆を頂いた。コロナ禍によって授業も卒業制作もオンラインによる活動が求められる中、非常に丁寧に指導頂いたことに謝辞を述べたい。そして研究会をはじめとする、本研究の作成にあたって様々な御意見や感想を頂いた方々にも謝辞を述べたい。

## 7. 参考文献

- 1) 田原典子. “ハンセン病の現在 —新聞記事データベースを利用した内容分析—”. 四天王寺大学紀要 第62号, 2016. 9, p.397-426.
- 2) 財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議, “ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書”, 2007.8.1, p.539-606.
- 3) 森修一, ”ハンセン病対策の歴史と現状—日本と世界—”, 2018.10.10, 87 巻2号, p.73~90,
- 4) 田中等, “ハンセン病の社会史 日本「近代」の解体のために”, 彩流社, 2017.
- 5) 牧野正直, “ハンセン病の歴史に学ぶ —ハンセン病療養所医療 100 年をふりかえる—”, 2010.11, “公衆衛生” 74 巻 11 号 p.25-36.
- 6) 内田博文, “ハンセン病検証会議の記録 —検証文化の定着を求めて—”, 明石書店, 2006, p. 377-427.
- 7) 山本俊一, “増補 日本らい史”, 財団法人 東京大学出版会, 1993.
- 8) 吉澤千登歳, 白鳥孝子, “ハンセン病の歴史が、看護教育に問いかけるもの—看護師が果たすべき倫理的責任と生命倫理—”, 2005.1, “生命倫理” vol.15 NO.1.